

障害者総合支援法・児童福祉法の理念・現状と サービス提供のプロセス及び その他関連する法律等に関する理解 並びに障害者福祉施策の最新の動向

福島県保健福祉部障がい福祉課

出典

- ・厚生労働省相談支援従事者指導者養成研修資料
- ・厚生労働省サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修資料

本講義の獲得目標

- ◆ 障害者総合支援法等の目的、基本理念や障害福祉サービス等の基本的な内容を理解する。
- ◆ 障害者総合支援法等における自立支援給付等の仕組みを理解する。
- ◆ 障害者支援における権利擁護と虐待防止に関わる法律を理解する。

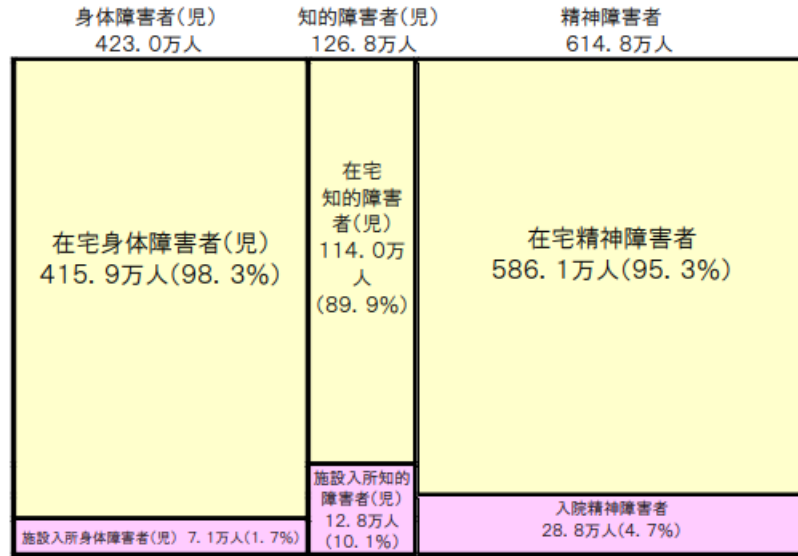
1 障害福祉施策の経緯

障害者の数

- 障害者の総数は**1164.6万人**であり、人口の約**9.3%**に相当。
- そのうち身体障害者は**423.0万人**、知的障害者は**126.8万人**、精神障害者は**614.8万人**。

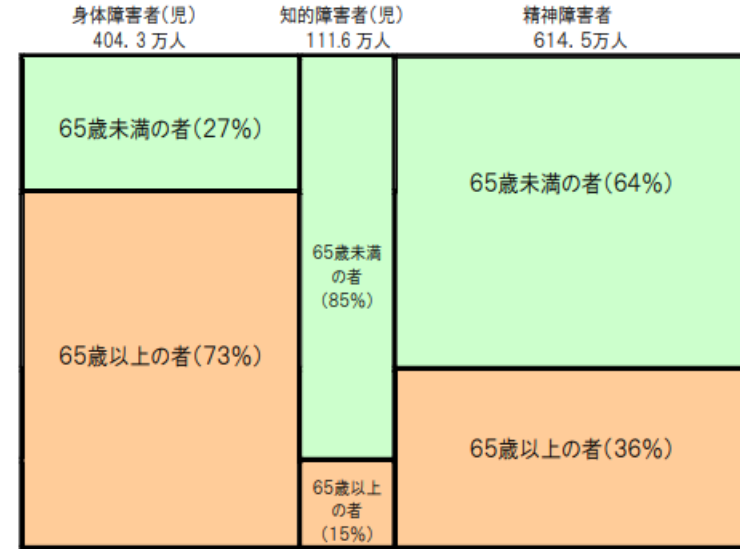
(在宅・施設別)

障害者総数 1164.6万人(人口の約9.3%)
 うち在宅 1116.0万人(95.8%)
 うち施設入所 48.7万人(4.2%)



(年齢別)

65歳未満 53%
 65歳以上 47%



出典 在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児):厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(令和4年)、施設入所身体障害者(児)及び施設入所知的障害者(児):厚生労働省「社会福祉施設等調査」(令和3年)等、在宅精神障害者及び入院精神障害者:厚生労働省「患者調査」(令和2年)より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。このため、障害者手帳非所持で障害福祉サービス等を利用している者は含まれていない。
 ※施設入所身体障害者(児)及び施設入所知的障害者(児)には高齢者施設に入所している者は含まれていない。
 ※年齢別の身体障害者(児)及び知的障害者(児)数は在宅者数(年齢不詳を除く)で算出し、精神障害者数は在宅及び施設入所者数(いずれも年齢不詳を除く)で算出。
 ※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である(各種別ごとの人数を単純に合計)。
 ※令和2年から患者調査の総患者数の推計方法を変更している。具体的には、再来外来患者数の推計に用いる平均診療間隔の算出において、前回診療日から調査日までの算定対象の上限を変更している(平成29年までは31日以上を除外していたが、令和2年からは99日以上を除外して算出)。

障害保健福祉施策の歴史

「ノーマライゼーション」理念の浸透

共生社会の
実現

【S56】

【H5】

【H23】

障害者基本法
(心身障害者対策基本法
として昭和45年制定)

心身障害者対策基本法
から障害者基本法へ

障害者基本法
の一部改正

3障害
共通の制度

地域社会に
おける共生の実現

国際障害者年
”完全参加と平等“

身体障害者福祉法
(昭和24年制定)

利用者が
サービスを選択
できる仕組み

【H15】

【H18】

【H24.4】

【H25.4】

【H28.5】

【H30.4】

支援費制度の施行

障害者自立支援法施行

障害者自立支援法・
児童福祉法の一部改正法施行

障害者総合支援法施行

障害者総合支援法・
児童福祉法の一部改正法成立

改正法の施行・報酬改定

知的障害者福祉法
(精神薄弱者福祉法
として昭和35年制定)

【H10】

精神薄弱者福
祉法から知的障
害者福祉法へ

【S62】

【H7】

精神保健福祉法
(精神衛生法として
昭和25年制定)

精神衛生法から精神
保健法へ

精神保健法から精神保健福
祉法へ

地域生活
を支援

発達障害
を対象に
(H22・12)

難病等を
対象に

相談支援の充実、障害児
支援の強化など

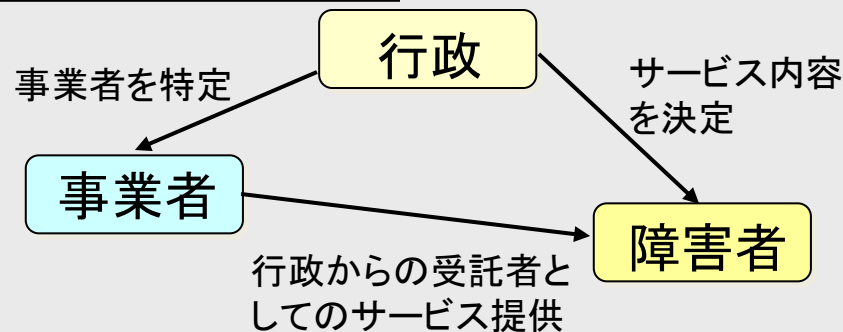
「生活」と「就労」に
関する支援の充実など

措置制度から支援費制度へ（2003（平成15）年）

支援費制度の意義

- 多様化・増大化する障害福祉ニーズへの対応
- 利用者の立場に立った制度構築

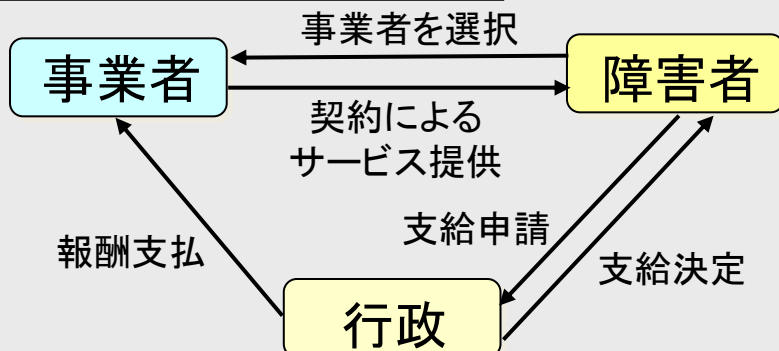
措置制度（～H15）



<措置制度>

- 行政がサービス内容を決定
- 行政が事業者を特定
- 事業者が行政からの受託者としてサービス提供

支援費制度（H15～H18）



<支援費制度>

- 障害者の自己決定を尊重（サービス利用意向）
- 事業者と利用者が対等
- 契約によるサービス利用

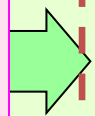
「平成18年障害者自立支援法」のポイント

法律による改革

障害者施策を3障害一元化

制定前

- ・3障害ばらばらの制度体系
(精神障害者は支援費制度の対象外)
- ・実施主体は都道府県、市町村に二分化

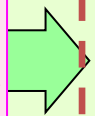


- 3障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象に
- 市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ

利用者本位のサービス体系に再編

制定前

- ・障害種別ごとに複雑な施設・事業体系
- ・入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態と乖離

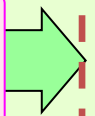


- 33種類に分かれた施設体系を再編し、日中活動支援と夜間の居住支援を分離あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や重度の障害者を対象としたサービスを創設
- 規制緩和を進め既存の社会資源を活用

就労支援の抜本的強化

制定前

- ・養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所
- ・就労を理由とする施設退所者はわずか1%

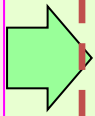


- 新たな就労支援事業を創設
- 雇用施策との連携を強化

支給決定の透明化、明確化

制定前

- ・全国共通の利用ルール(支援の必要度を判定する客観的基準)がない
- ・支給決定のプロセスが不透明

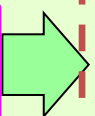


- 支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)を導入
- 審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化

安定的な財源の確保

制定前

- ・新規利用者は急増する見込み
- ・不確実な国の費用負担の仕組み



- 国の費用負担の責任を強化(費用の1/2を負担)
- 利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに

自立と共生の社会を実現
障害者が地域で暮らせる社会に

障害保健福祉施策の歴史

「ノーマライゼーション」理念の浸透

共生社会の
実現

【S56】

【H5】

【H23】

障害者基本法
(心身障害者対策基本法
として昭和45年制定)

心身障害者対策基本法
から障害者基本法へ

障害者基本法
の一部改正

3障害
共通の制度

地域社会に
おける共生の実現

国際障害者年
”完全参加と平等“

身体障害者福祉法
(昭和24年制定)

利用者が
サービスを選択
できる仕組み

【H15】

【H18】

【H24.4】

【H25.4】

【H28.5】

【H30.4】

支援費制度の施行

障害者自立支援法施行

障害者自立支援法・
児童福祉法の一部改正法施行

障害者総合支援法施行

障害者総合支援法・
児童福祉法の一部改正法成立

改正法の施行・報酬改定

知的障害者福祉法
(精神薄弱者福祉法
として昭和35年制定)

【H10】

精神薄弱者福
祉法から知的障
害者福祉法へ

【S62】

【H7】

精神保健福祉法
(精神衛生法として
昭和25年制定)

精神衛生法から精神
保健法へ

精神保健法から精神保健福
祉法へ

地域生活
を支援

発達障害
を対象に
(H22・12)

難病等を
対象に

相談支援の充実、障害児
支援の強化など

「生活」と「就労」に
関する支援の充実など

地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の創設

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151
R元年度:208 R2年度:279

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応(既存の地域資源の活用方法の拡充)

(狭間のニーズへの 就労支援 見守り等居住支援 対応の具体例)

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

現行の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

生活困窮分野の
相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を
問わない
相談・地域づく
りの実施体制

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
(ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
(イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
(ウ)災害時の円滑な対応にもつながる

2 障害福祉施策の最新の動向

就労選択支援の創設

概要

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）※を創設する。

法の条文

第五条（略）

13 この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして主務省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の主務省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

※施行期日は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において**政令で定める日**

現状・課題

- 就労系障害福祉サービスの利用を希望する障害者の就労能力や適性を客観的に評価し、それを本人の就労に関する選択や具体的な支援内容に活用する手法等が確立されていないため、障害者の就労能力や一般就労の可能性について、障害者本人や障害者を支援する者が十分に把握できておらず、適切なサービス等に繋がられていない。
- 一旦、就労継続支援A型・B型の利用が始まると、固定されてしまいやすい。
- 本人の立場に立ち、次のステップを促す支援者がいるかどうかで、職業生活、人生が大きく左右される。

就労選択支援の目的

目的

働く力と希望のある障害者に対して、障害者本人が自分の働き方について考えることをサポート（考える機会の提供含む）するとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障害者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供する。

【具体的な内容】

- 作業場面等を活用し、本人の強みや特性、本人が望む方向に進む上で課題となること等について、本人と協同して整理し、利用者本人の自己理解を促すことを支援する。
- 自分に合った働き方を実現したり、働く上での課題改善等に向けて、どんな方法で、何に取り組むのか、どこで取り組むかについて本人と協同して考える。
- ※ その過程の結果として、就労系障害福祉サービスの活用を含めた進路について本人が選び、決定していくことを支援する。そのため、就労選択支援は就労の可否を判断したり、どの就労系障害福祉サービスを利用するかの振り分けを行うものではない。
- 本人の選択肢を広げ、本人の的確な選択につながるよう、支援の実施前後において、本人に対して、地域における雇用事例や就労支援に係る社会資源等に関する情報提供、助言・指導等を行う。
- アセスメント結果は、本人や家族、関係者等と共有し、その後の就労支援等に活用できるようにする。
- 就労選択支援利用後の就労支援等において、アセスメント結果が効果的に活用されるよう、就労選択支援事業所は計画相談支援事業所や市町村、ハローワーク等の就労支援機関との連携、連絡調整を行う。

【期待される効果】

- アセスメントに関する専門的な研修を修了した人材を配置することにより、質の高いアセスメントに基づいた就労支援を受けることが可能となる。
- 本人の就労能力や適性、ニーズ、強み、職業上の課題、本人が力を発揮しやすい環境要因、就労に当たっての支援や配慮事項等を本人と協同して整理することで、本人の自己理解を促進することが可能となる。
- 本人と協同して整理した内容や地域の企業等の情報を基に、関係機関と連携することにより、本人にとって、より適切な進路を選択することが可能となる。また、就労継続支援A型・B型利用中も、本人の希望に応じて就労選択支援を受けることができ、就労ニーズや能力等の変化に応じた選択が可能となる。

就労選択支援の対象者について

○ 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

就労選択支援の施行に伴い、就労継続支援B型は、令和7年10月より、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となることから、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、就労選択支援を予め利用すること。（なお、50歳に達している者や障害基礎年金1級受給者、就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者等については、就労選択支援事業者によるアセスメントを行うことなく、就労継続支援B型の利用が可能。）

ただし、

- ・ 最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所がない場合
- ・ 利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合は、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用を認める。

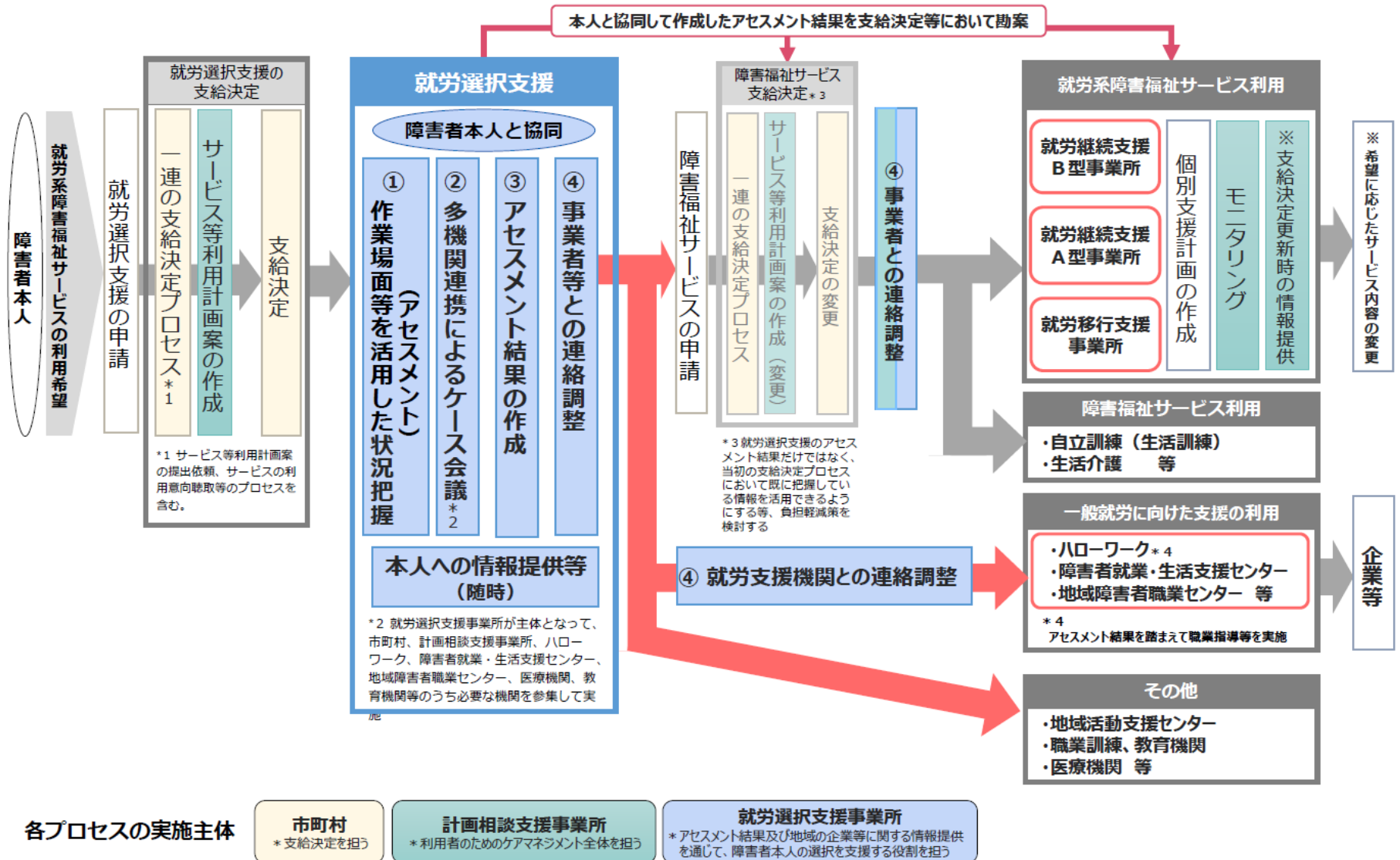
※以下に記載する対象者は、障害者本人の希望に応じて就労選択支援を利用することができる。

- ・ 新たに就労継続支援A型や就労移行支援を利用する意向がある障害者
- ・ 就労経験がある者（年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者に限る。）、50歳に達している者、障害基礎年金1級受給者のいずれかであって、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある障害者
- ・ 既に就労移行支援又は就労継続支援を利用しており、支給決定の更新等の意向がある障害者

就労選択支援事業所においては、利用者に対して、就労に必要な知識や能力の向上に資する事業所等を適切に情報提供できるよう、日頃から地域の社会資源等に関する情報収集に努めるとともに、利用者の希望や能力、適性等に応じた事業所等を見極めて情報提供すること。

| サービス類型 | | 新たに利用する意向がある障害者 | 既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者 |
|----------|--|-----------------|-------------------------------------|
| 就労継続支援B型 | 現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者） | 令和7年10月から原則利用 | 希望に応じて利用 |
| | ・ 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ・ 就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者） | 希望に応じて利用 | |
| 就労継続支援A型 | | 令和9年4月から原則利用 | 令和9年4月から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新を希望する者 |
| 就労移行支援 | | 希望に応じて利用 | |

就労選択支援の基本プロセスについて

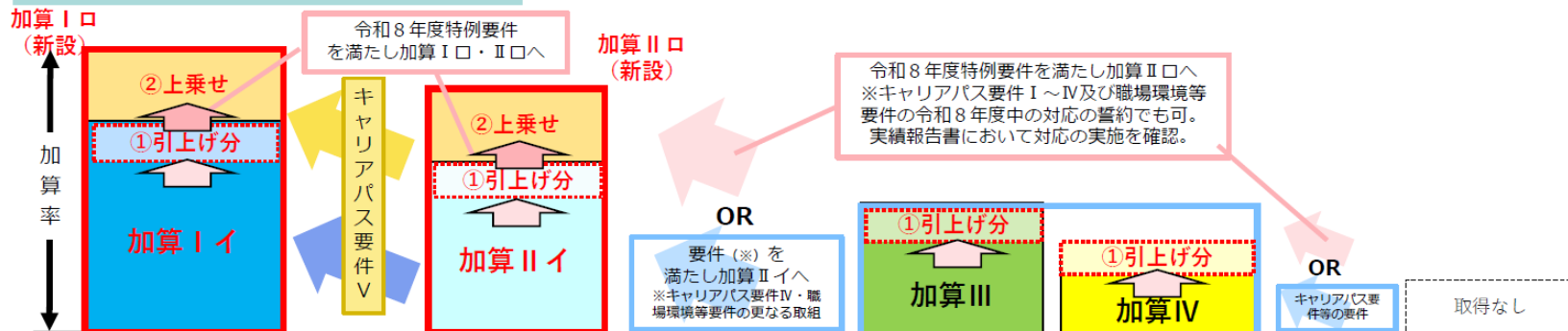


1(1) 処遇改善加算の拡充①

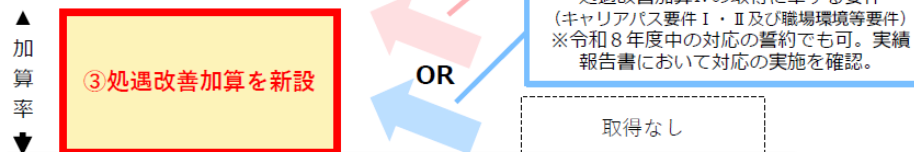
概要

- 福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円(1.0%)の上乗せ措置を実施する。
※ 合計で、福祉・介護職員について最大月1.9万円(6.3%)の賃上げ(定期昇給0.6万円込み)が実現する措置
- 具体的には以下の措置を講じる(併せて申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる)。【告示改正・令和8年6月施行】
 - ① 今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大する(加算率の引上げ)
 - ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける(加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ)
 - ③ 処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設する
 - ④ ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。

現行の処遇改善加算の対象サービス



新たに処遇改善加算の対象となるサービス (計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援)



注) 令和8年度特例要件
：ア・イのいずれか及びウを満たすこと
ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5以上(ⓂⓂ必須)
イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること
ウ) 加算Ⅱロ相当の加算額の1/2以上を月給賃金で配分
(※) ア・ウの要件は令和8年度中の対応の誓約で可。実績報告書において対応の実施を確認。

2(1)就労移行支援体制加算の見直し

概要

【生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

- 就労継続支援A型等においては、一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価するため、前年度の就職者数に応じた加算を設定している(就労移行支援体制加算)。
- この加算について、同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨と異なる形で算定する事業者の報道があるところ。
- 本来の制度趣旨に沿った運用が行われるよう、就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数に上限(定員数まで)を設定するなど、適正化を行う。【告示改正・令和8年4月施行】

算定要件等

- 就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数は、当該事業所の定員数を上限とする。
- また、同一事業所だけではなく、他の事業所において過去3年間で算定実績がある利用者について、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者を除き、算定不可であることを明確化する。

※ 令和9年度報酬改定に向けて、就労移行支援体制加算のあり方については改めて議論

(参考) 就労移行支援体制加算

- ・ 一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価する加算
- ・ 前年度において、就労継続支援A型等を受けた後に一般就労へ移行し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、評価点に応じた所定単位数にその前年度実績の人数及び利用者数を乗じた単位数を加算
- ・ この実績の人数については、原則として、同一の利用者につき過去3年間で算定実績がある場合は算定不可(都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る)としている(R6報酬改定)

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

概要

【就労継続支援B型】

- 平均工賃月額の見直しにより、平均工賃月額が約6千円上昇し、想定以上に高い報酬区分の事業所の割合が増加したことに伴い、基本報酬区分の基準の見直しを行う。【告示改正・令和8年6月施行】

算定要件等

- 基本報酬区分の基準額をそれぞれ3千円引き上げる。
※ 基準額の引き上げ幅は、平均工賃月額の上昇幅(約6千円)の1/2である3千円に留める
- 併せて、下記の配慮措置を講じる。
 - ・令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外とする。
 - ・今回の見直しにより区分が下がる事業所について、基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう、中間的な区分を新設する。
 - ・令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準については引き上げず、据え置く。

(参考) 平均工賃月額の見直し (令和6年度報酬改定)

障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入

【見直し前】

- 前年度の平均工賃月額の見直し方法は以下のとおり。
 - ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
 - イ 前年度に支払った工賃総額を算出
 - ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ア)により1人当たり平均工賃月額を算出
- ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】

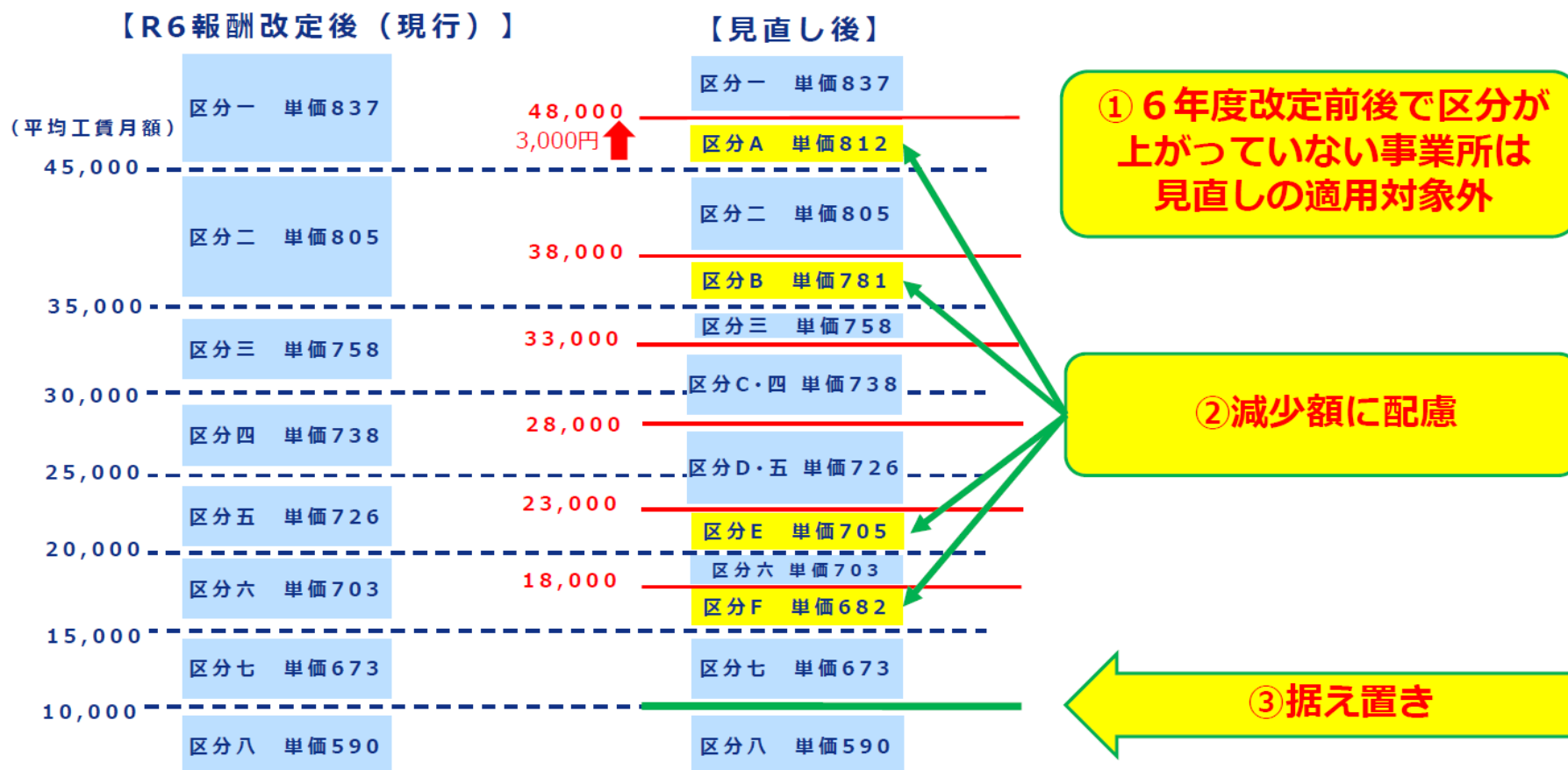
年間工賃支払総額 ÷ (年間延べ利用者数 ÷ 年間開所日数) ÷ 12月

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

(参考) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて (イメージ)

- 見直しにあたっては、報酬区分の引き上げを全国平均値の上昇幅の1/2である3千円に留めるとともに、
- ① 令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外
 - ② 見直しにより区分が下がる場合についても基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう中間的な区分を新設
 - ③ 令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準額は据え置く
- 配慮措置を講ずる。

※人員配置基準6：1、定員20名以下の場合



2(3) 応急的な報酬単価の特例

概要

【就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス】

- 障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況である。このため、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、臨時応急的な見直しを実施する。
- 収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価(一定程度引き下げた基本報酬)を適用する。【告示改正・令和8年6月施行】

算定要件等

- 対象サービス
就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス
※ 年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス
- 対象事業所
令和8年6月1日以降に新規指定された事業所(既存事業所については従前どおり)
※ 指定権者においては、基準等の要件を満たす事業所を適切に指定する観点から、通常の事前相談・審査スケジュールや標準処理期間に従って処理することが望ましい
※ 合併・分割・事業譲渡に伴う指定の場合、その前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合は、既存事業所と同様の扱い
- 応急的な報酬単価
対象サービスにおける平均収支差率や給付費に占める基本報酬の割合等を踏まえ、一定の収支差率を確保できる水準となるよう、それぞれの基本報酬単価の特例を設ける。なお、受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域については、一定の配慮を行うため、従前の報酬単価を適用する(詳細次ページ)。

2(3) 応急的な報酬単価の特例(就労継続支援B型)

単位数

- 所定単位数の1000分の984に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

<重度障害者への配慮>

- ・ 医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する利用者に係る基本報酬
- ・ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)、高次脳機能障害者支援体制加算を算定する事業所に係る基本報酬

<地域への配慮>

- ・ 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- ・ 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

高次脳機能障害者支援法の概要（令和7年法律第96号、令和7年12月24日公布）

社会保障審議会障害者部会（第154回）・
こども家庭審議会障害児支援部会（第18回）

R8. 1. 19

資料3

趣旨・目的

- 高次脳機能障害とは、疾病の発症又は事故による受傷による脳の器質的病変に起因すると認められる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能の障害として政令で定めるものをいい、その患者数は全国で約23万人と推計される。
- 高次脳機能障害は外形上判断しづらく、その特性の理解も進んでいない等の理由で、患者と家族は適切な支援を受けることができず、日常生活や社会生活に困難を抱えているとの指摘がある。
- このような現状を踏まえ、高次脳機能障害への理解を促進するとともに、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を、どの地域でも、あらゆる段階（医療・リハビリ⇒生活支援⇒社会参加支援）で、切れ目なく受けられるようにするための立法措置を講ずる必要がある。

基本理念

- (1) 自立と社会参加の機会が確保され、また、尊厳を保ちつつ他者と共生することが妨げられないこと。
- (2) 社会的障壁の除去に資すること。
- (3) 個々の事情に応じ、また、関係者の連携の下に、あらゆる段階で切れ目ない支援が行われること。
- (4) 居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられること。

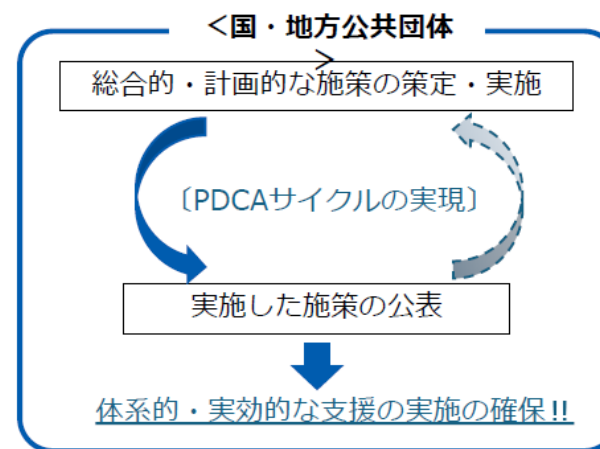
具体的施策

(1) 高次脳機能障害者及び家族等への支援策

- ・ 地域での生活支援
- ・ 教育的支援
- ・ 就労の支援
- ・ 権利利益の擁護（差別、いじめ、虐待等の防止）
- ・ 司法手続における配慮（意思疎通手段確保への配慮）
- ・ 高次脳機能障害者の家族等への支援
- ・ 相談体制の整備
- ・ 情報の共有の促進

(2) その他の支援策

- ・ 国民に対する普及及び啓発
- ・ 医療業務従事者等への知識の普及及び啓発
- ・ 地方公共団体及び民間団体への支援
- ・ 専門人材の確保
- ・ 調査研究等

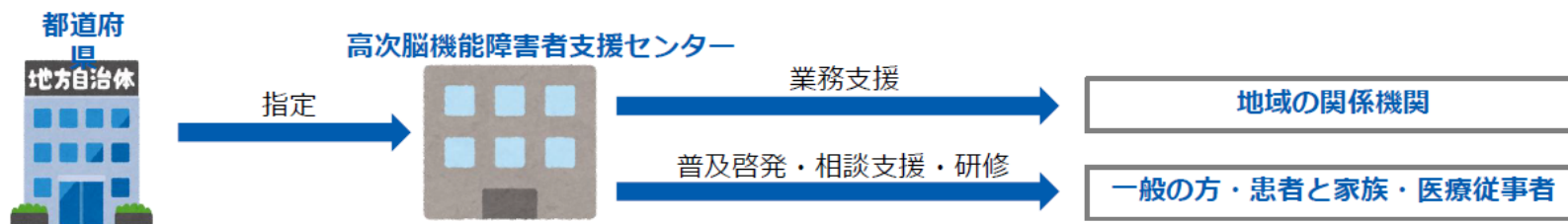


高次脳機能障害者支援法案の概要

地域支援体制

(1) 高次脳機能障害者支援センターの設置

都道府県は、地域の高次脳機能障害者支援業務をセンターに行わせ、又は自ら行うことができる。



(2) 専門的な医療機関の確保等

都道府県は、専門的な診断、治療、リハビリ等を行う医療機関の確保に努めるとともに、国及び地方公共団体は、医療機関間の相互協力の推進及び医療機関への情報提供等を行う。

(3) 高次脳機能障害者支援地域協議会の設置

都道府県は、支援体制の整備を図るため、患者と家族、学識経験者、医療（リハビリを含む）・保健・福祉・教育・労働等の関係機関や民間団体等から構成される地域協議会を置くよう努めなければならない。

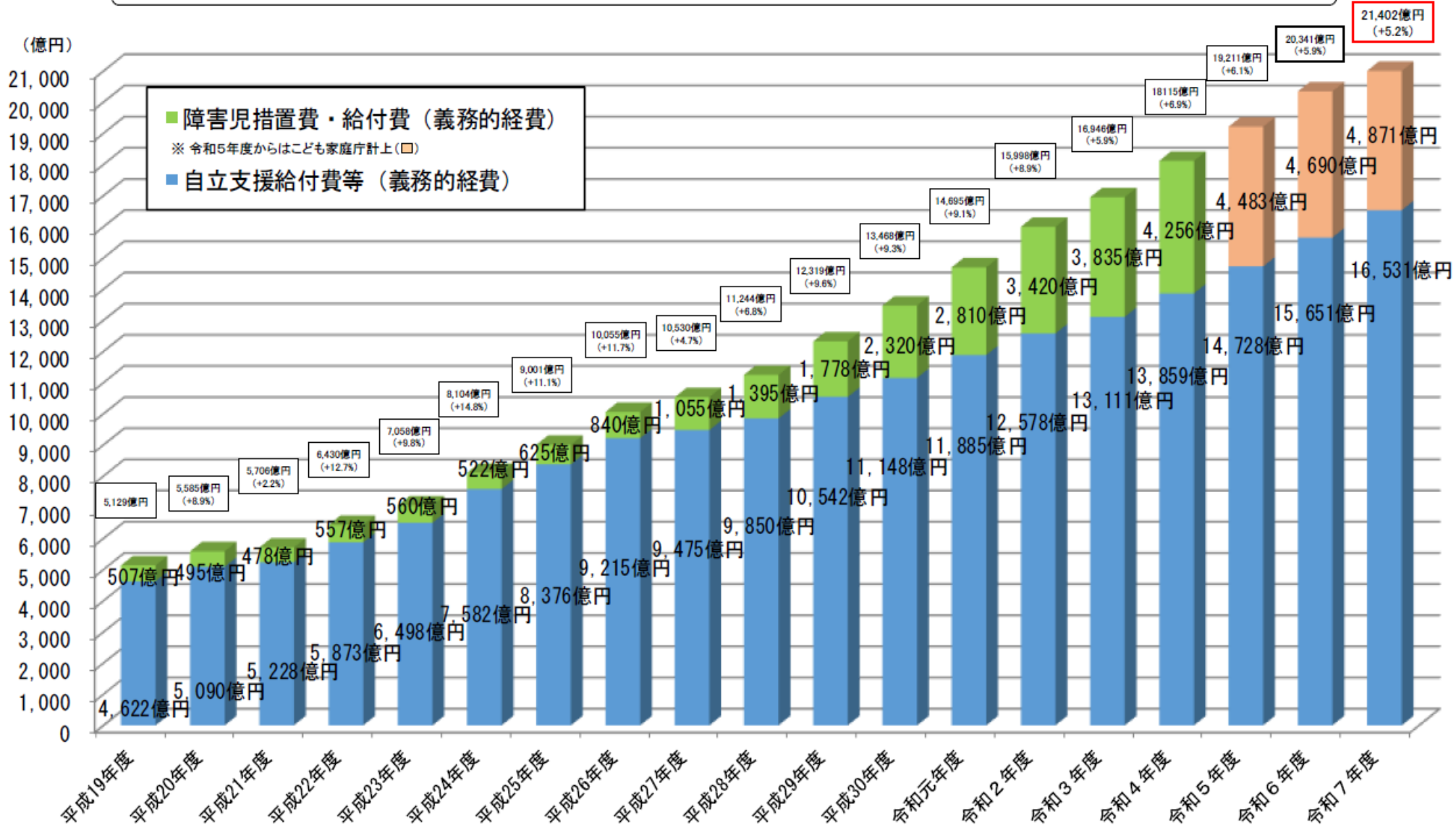


※ 令和8年4月1日から施行

※ 施行後3年を目途に見直しを検討

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は18年間で約4倍に増加している。



3 障害者総合支援法等の概要

(1) 目的及び基本理念等

障害者の権利に関する条約（国際連合）

第一条(目的)

この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。

障害者基本法

第一条（目的）

この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第四条（差別の禁止）

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がなされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

障害者総合支援法

障害者総合支援法の目指すもの(目的規定)

- 個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことを支援する
- 障害者や障害児の福祉の増進とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる「地域社会づくり」を進める

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他の一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行われなければならない。

児童福祉法

(児童の福祉を保障するための原理)

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

(児童育成の責任)

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

②児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

(原理の尊重)

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

発達障害者支援法

(目的)

第一条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うとともに、切れ目なく発達障害者の支援の行うことが特に重要であることに鑑み、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加のためのその生活全般にわたる支援を図り、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条の二 発達障害者の支援は、全ての発達障害者が社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを旨として、行われなければならない。

- 2 発達障害者の支援は、社会的障壁の除去に資することを旨として、行われなければならない。
- 3 発達障害者の支援は、個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない。

障害者・障害児の定義

(障害者総合支援法第4条第1項・第2項)

<法の対象となる「障害者」>

- ①身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ②知的障害者福祉法にいう知的障害者
- ③精神障害者福祉法第5条に規定する精神障害者
(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含む)
- ④治療法が確定していない疾病その他の厚生労働大臣が定める特殊の疾病により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者

なお、これらに該当する18歳未満の者は「障害児」として区分される。

④は、難病患者等が該当し、平成25年度から障害福祉サービスの対象となった。

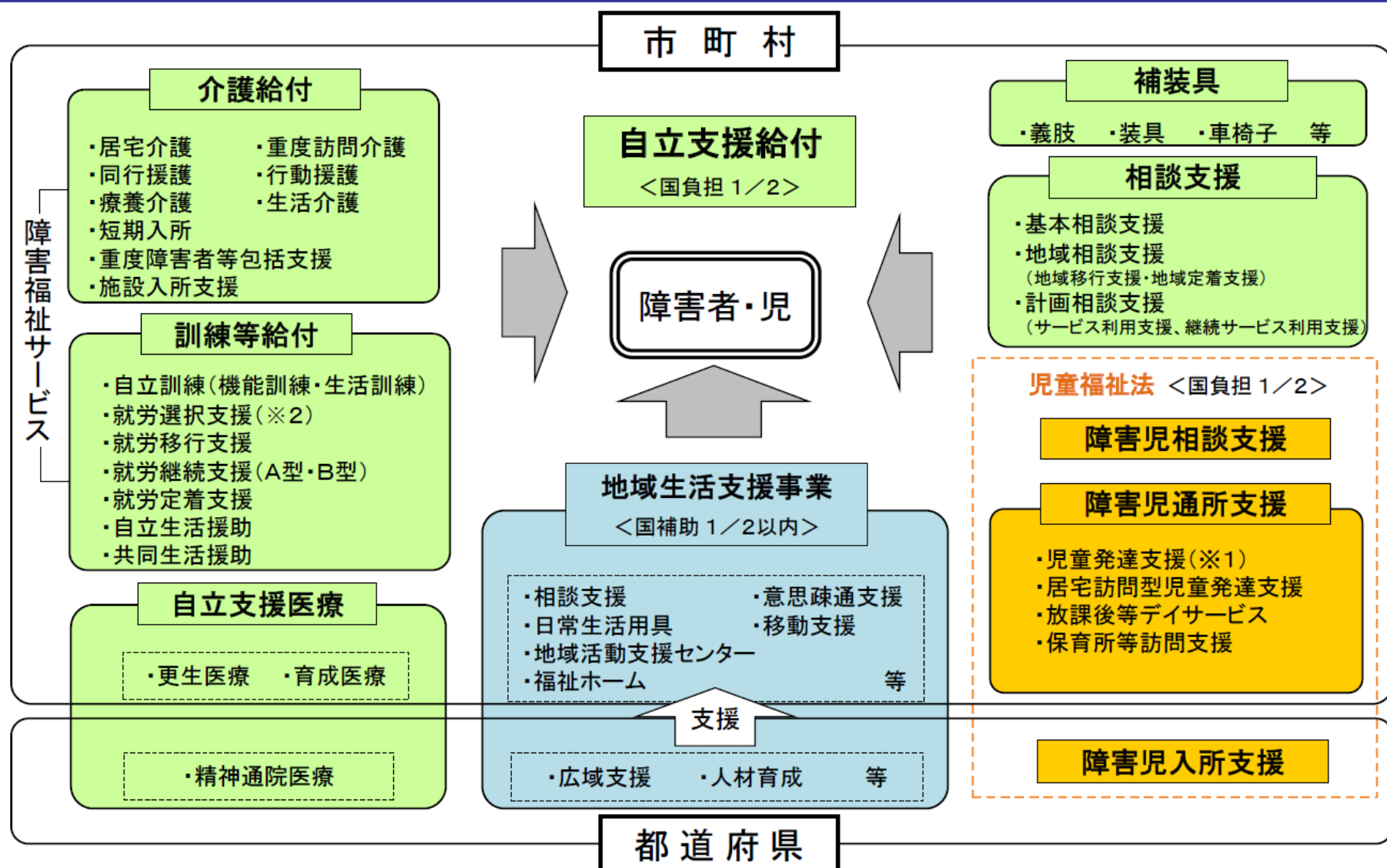
<障害児の範囲>

法の対象となる「障害児」は、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。その範囲は、18歳未満の者であって上記の①～④と同様。

3 障害者総合支援法等の概要

(2) 障害福祉サービス等の概要

障害者総合支援法・児童福祉法における給付・事業



(※1)児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年6月15日公布)により、令和6年4月より「医療型児童発達支援」を廃止し、児童発達支援に一元化。

(※2)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年12月16日公布)により新たに創設。(施行日:令和7年10月1日)

障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

| | | サービス内容 | 利用者数 | 施設・事業所数 | |
|---------|-------|------------------------------|--|---------|--------|
| 訪問系 | 介護給付 | 居宅介護 者 児 | 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う | 213,418 | 22,648 |
| | | 重度訪問介護 者 | 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う | 13,853 | 7,582 |
| | | 同行援護 者 児 | 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う | 27,303 | 5,709 |
| | | 行動援護 者 児 | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う | 17,232 | 2,376 |
| | | 重度障害者等包括支援 者 児 | 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行う | 39 | 11 |
| 日中活動系 | 施設系 | 短期入所 者 児 | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う | 64,750 | 6,650 |
| | | 療養介護 者 | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う | 21,143 | 259 |
| | | 生活介護 者 | 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する | 304,282 | 13,010 |
| 居住支援系 | 訓練等給付 | 施設入所支援 者 | 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う | 121,521 | 2,527 |
| | | 自立生活援助 者 | 一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う | 1,219 | 287 |
| 訓練系・就労系 | 訓練等給付 | 共同生活援助 者 | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う居宅における自立した日常生活への移行後の定着に関する相談等の援助を行う | 203,271 | 14,438 |
| | | 自立訓練（機能訓練） 者 | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う | 2,162 | 184 |
| | | 自立訓練（生活訓練） 者 | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う | 15,530 | 1,387 |
| | | 就労移行支援 者 | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う | 37,086 | 2,836 |
| | | 就労継続支援（A型） 者 | 一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う | 85,339 | 4,382 |
| | | 就労継続支援（B型） 者 | 一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う | 388,016 | 18,704 |
| | | 就労定着支援 者 | 一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う | 18,874 | 1,717 |

(注) 1.表中の「**者**」は「障害者」、「**児**」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 7 年 3 月サービス提供分（国保連データ）

障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

| | | サービス内容 | 利用者数 | 施設・事業所数 | | | | | | | |
|-----------------------------|---|---|---|--|--|---------|--------|--|--|---------|--------|
| 障害児通所系 | 障害児支援に係る給付 | <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">児童発達支援</td> <td>センター <small>児</small></td> <td>地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う</td> <td rowspan="2">209,916</td> <td rowspan="2">14,026</td> </tr> <tr> <td>センター以外 <small>児</small></td> <td>日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援、その他必要な支援を行う</td> </tr> </table> | 児童発達支援 | センター <small>児</small> | 地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う | 209,916 | 14,026 | センター以外 <small>児</small> | 日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援、その他必要な支援を行う | 377,024 | 22,859 |
| | | 児童発達支援 | | センター <small>児</small> | 地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う | | | 209,916 | 14,026 | | |
| | | | センター以外 <small>児</small> | 日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援、その他必要な支援を行う | | | | | | | |
| 放課後等デイサービス <small>児</small> | 授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う | | | | | | | | | | |
| 訪問系 | 障害児訪問系 | 居宅訪問型児童発達支援 <small>児</small> | 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う | 404 | 135 | | | | | | |
| | | 保育所等訪問支援 <small>児</small> | 保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う | 26,018 | 2,301 | | | | | | |
| 入所系 | 障害児入所系 | 福祉型障害児入所施設 <small>児</small> | 施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う | 1,303 | 184 | | | | | | |
| | | 医療型障害児入所施設 <small>児</small> | 施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う | 1,704 | 198 | | | | | | |
| 相談支援系 | 相談支援に係る給付 | <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">計画相談支援 <small>者 児</small></td> <td>【サービス利用支援】</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 </td> <td rowspan="4">277,018</td> <td rowspan="4">10,721</td> </tr> <tr> <td>【継続利用支援】</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨 </td> </tr> </table> | 計画相談支援 <small>者 児</small> | 【サービス利用支援】 | <ul style="list-style-type: none"> サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 | 277,018 | 10,721 | 【継続利用支援】 | <ul style="list-style-type: none"> サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨 | 118,682 | 7,176 |
| | | 計画相談支援 <small>者 児</small> | | 【サービス利用支援】 | | | | <ul style="list-style-type: none"> サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 | 277,018 | | |
| | | | 【継続利用支援】 | <ul style="list-style-type: none"> サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨 | | | | | | | |
| | | 障害児相談支援 <small>児</small> | <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">障害児相談支援 <small>児</small></td> <td>【障害児利用援助】</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 </td> <td rowspan="4">118,682</td> <td rowspan="4">7,176</td> </tr> <tr> <td>【継続障害児支援利用援助】</td> <td></td> </tr> </table> | 障害児相談支援 <small>児</small> | 【障害児利用援助】 | | | <ul style="list-style-type: none"> 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 | | | |
| 障害児相談支援 <small>児</small> | 【障害児利用援助】 | <ul style="list-style-type: none"> 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 | 118,682 | | 7,176 | | | | | | |
| | 【継続障害児支援利用援助】 | | | | | | | | | | |
| 地域移行支援 <small>者</small> | 住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う | 742 | | 343 | | | | | | | |
| 地域定着支援 <small>者</small> | 常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う | 4,582 | | 543 | | | | | | | |

※ 障害児支援は、個別に利用の要否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない） ※ 相談支援は、支援区分によらず利用の要否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注） 1.表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 7年 3月サービス提供分（国保連データ）

3 障害者総合支援法等の概要

(3) 自立支援給付等について

介護給付・訓練等給付・地域相談支援給付の支給決定プロセスについて

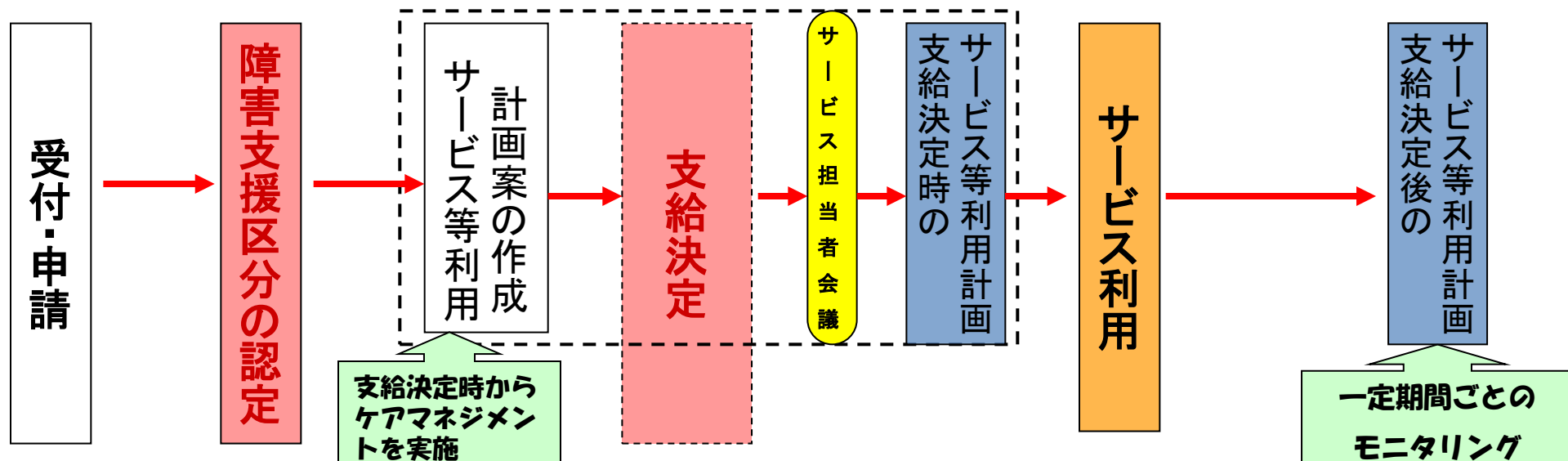
市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合（申請・支給決定の変更）には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行う。

* 上記の計画案に代えて、指定特定相談支援事業者以外の者が作成する計画案（セルフプラン）を提出可。

支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）について、計画相談支援給付費を支給する。

障害児についても、児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画（障害者のサービス等利用計画に相当）を作成する。

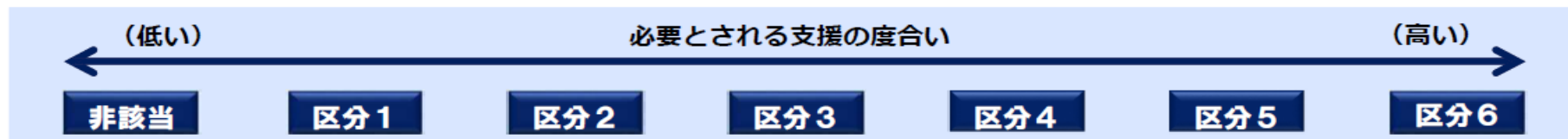
* 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。（障害児に係る計画は、同一事業者が一体的（通所・居宅）に作成）



障害者総合支援法における「障害支援区分」の概要

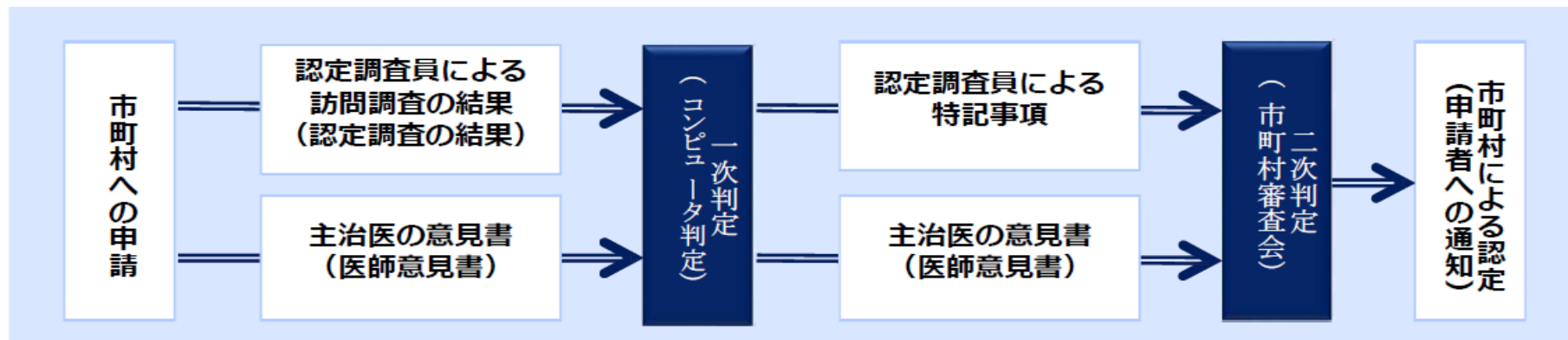
① 障害支援区分の定義（法第4条第4項）

○ 障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。



② 障害支援区分の認定手続き

○ 市町村は、障害者等から介護給付費等の支給に係る申請を受理した場合、以下の手続きによる「障害支援区分の認定」を行う。



③ 市町村審査会による二次判定結果（令和4年10月～令和5年9月）

| 非該当 | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 合計 |
|------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 35件 | 4,396件 | 52,631件 | 57,631件 | 47,957件 | 37,973件 | 60,666件 | 261,289 |
| 0.0% | 1.7% | 20.1% | 22.1% | 18.4% | 14.5% | 23.2% | 100.0% |

※出典：厚生労働省ホームページ

障害支援区分の認定調査項目（80項目）

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

| | | | |
|-----------|--------------|--------------|----------|
| 1-1 寝返り | 1-2 起き上がり | 1-3 座位保持 | 1-4 移乗 |
| 1-5 立ち上がり | 1-6 両足での立位保持 | 1-7 片足での立位保持 | 1-8 歩行 |
| 1-9 移動 | 1-10 衣服の着脱 | 1-11 じょくそう | 1-12 えん下 |

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

| | | | |
|------------|--------------|------------|--------------|
| 2-1 食事 | 2-2 口腔清潔 | 2-3 入浴 | 2-4 排尿 |
| 2-5 排便 | 2-6 健康・栄養管理 | 2-7 薬の管理 | 2-8 金銭の管理 |
| 2-9 電話等の利用 | 2-10 日常の意思決定 | 2-11 危険の認識 | 2-12 調理 |
| 2-13 掃除 | 2-14 洗濯 | 2-15 買い物 | 2-16 交通手段の利用 |

3. 意思疎通等に関連する項目（6項目）

| | | | |
|----------|---------------|---------------|-----------|
| 3-1 視力 | 3-2 聴力 | 3-3 コミュニケーション | 3-4 説明の理解 |
| 3-5 読み書き | 3-6 感覚過敏・感覚鈍麻 | - | - |

4. 行動障害に関連する項目（34項目）

| | | | | |
|----------------|----------------|---------------|--------------|---------------|
| 4-1 被害的・拒否的 | 4-2 作話 | 4-3 感情が不安定 | 4-4 昼夜逆転 | 4-5 暴言暴行 |
| 4-6 同じ話をする | 4-7 大声・奇声を出す | 4-8 支援の拒否 | 4-9 徘徊 | 4-10 落ち着きがない |
| 4-11 外出して戻れない | 4-12 1人で出たがる | 4-13 収集癖 | 4-14 物や衣類を壊す | 4-15 不潔行為 |
| 4-16 異食行動 | 4-17 ひどい物忘れ | 4-18 こだわり | 4-19 多動・行動停止 | 4-20 不安定な行動 |
| 4-21 自らを傷つける行為 | 4-22 他人を傷つける行為 | 4-23 不適切な行為 | 4-24 突発的な行動 | 4-25 過食・反すう等 |
| 4-26 そう鬱状態 | 4-27 反復的行動 | 4-28 対人面の不安緊張 | 4-29 意欲が乏しい | 4-30 話がまとまらない |
| 4-31 集中力が続かない | 4-32 自己の過大評価 | 4-33 集団への不適応 | 4-34 多飲水・過飲水 | - |

5. 特別な医療に関連する項目（12項目）

| | | | |
|-----------|-------------|---------------|-------------|
| 5-1 点滴の管理 | 5-2 中心静脈栄養 | 5-3 透析 | 5-4 ストーマの処置 |
| 5-5 酸素療法 | 5-6 レスピレーター | 5-7 気管切開の処置 | 5-8 疼痛の看護 |
| 5-9 経管栄養 | 5-10 モニター測定 | 5-11 じょくそうの処置 | 5-12 カテーテル |

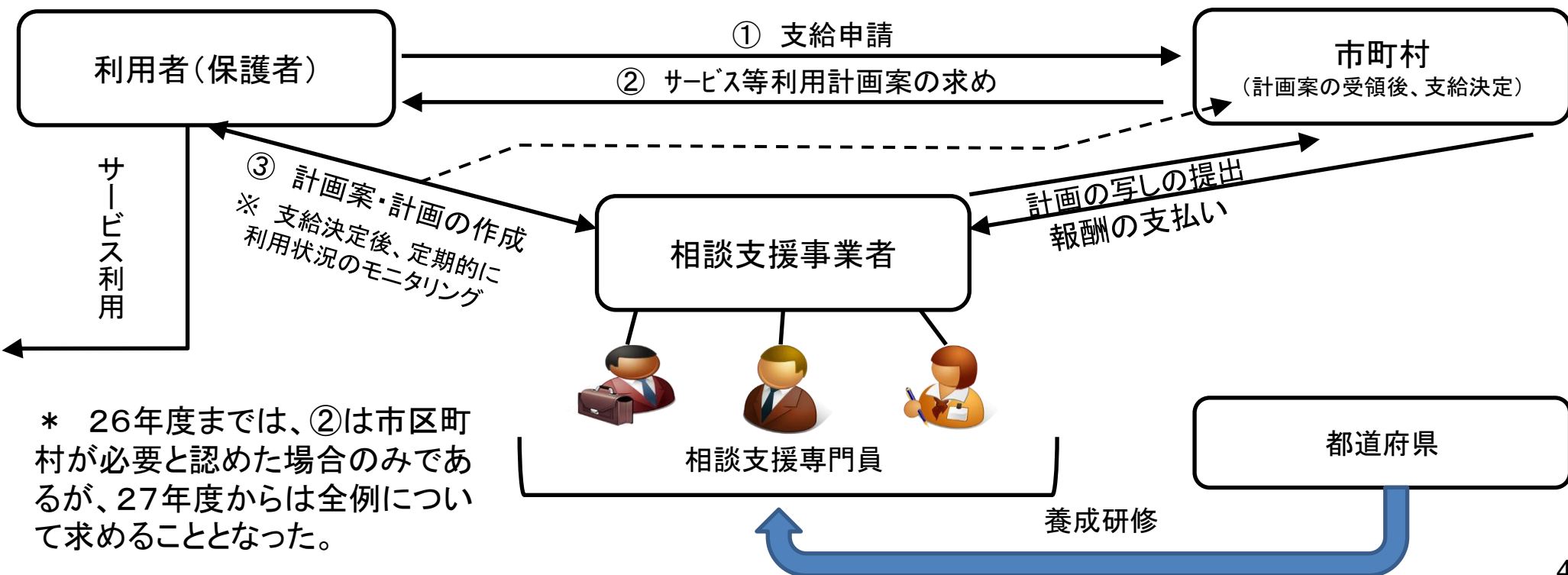
計画相談支援・障害児相談支援のしくみ

○ 障害者総合支援法に基づくサービスの利用に当たっては、相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画」が必要。（※児童福祉法に基づく障害児支援については、「障害児支援利用計画」）

※ 平成22年12月成立の「つなぎ法」による関係法令改正の施行（平成24年4月）により、平成27年3月までは経過措置として、市町村が必要と認めた場合に計画を作成することとされていたが、平成27年4月より、全例について計画が必要となった。

※ 各事業所で計画を作成する相談支援専門員には、高い能力が求められるため、一定の実務経験に加えて都道府県が主催する研修の修了を義務づけている。

(利用プロセスのイメージ)



* 26年度までは、②は市区町村が必要と認めた場合のみであるが、27年度からは全例について求めることとなった。

利用者負担について

<障害者の場合>

| 区分 | 世帯の収入状況 | 負担上限月額 |
|------|---|---------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯 | 0円 |
| 低所得 | 市町村民税非課税世帯 ^(注1) | 0円 |
| 一般1 | 市町村民税課税世帯(所得割16万円 ^(注2) 未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム・ケアホーム利用者を除く。 ^(注3) | 9,300円 |
| 一般2 | 上記以外 | 37,200円 |

(注1) 3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

(注2) 収入が概ね670万円以下の世帯が対象になります。

(注3) 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム、ケアホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合は「一般2」。

<障害児の場合>

| 区分 | 世帯の収入状況 | 負担上限月額 | |
|------|--|------------------|--------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯 | 0円 | |
| 低所得 | 市町村民税非課税世帯 | 0円 | |
| 一般1 | 市町村民税課税世帯 (所得割28万円 ^(注) 未満) | 通所施設、ホームヘルプ利用の場合 | 4,600円 |
| | | 入所施設利用の場合 | 9,300円 |
| 一般2 | 上記以外 | 37,200円 | |

(注) 収入が概ね920万円以下の世帯が対象。

<世帯の範囲>

| 種別 | 世帯の範囲 |
|---------------------------------|-------------------|
| 18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く) | 障害のある方とその配偶者 |
| 障害児 (施設に入所する18、19歳を含む) | 保護者の属する住民基本台帳での世帯 |

利用者負担に関する配慮措置

| | 入所施設利用者 (20歳以上) | グループホーム・ ケアホーム利用者 | 通所施設(事業) 利用者 | ホームヘルプ 利用者 | 入所施設 利用者 (20歳未満) | 医療型施設 利用者 (入所) |
|---------|-------------------------------|---|-----------------------------|---------------|--------------------------|--|
| 自己負担 | 利用者負担の負担上限月額設定(所得段階別) | | | | | |
| | 高額障害福祉サービス等給付費(世帯での所得段階別負担上限) | | | | | 医療型個別減免 (医療、食事療養 費と合わせ、上限 額を設定) |
| | | | 事業主の負担による就労継続A型事業(雇用型)の減免措置 | | | |
| | 生活保護への移行防止(負担上限額を下げる) | | | | | |
| 食費・光熱水費 | 補足給付 (食費・光熱水費を 減免) | 食費については実 費負担ですが、通 所施設(事業)を利用した場合には、食 費の person 費支給による軽減措置が受 けられます。 補足給付 (家賃負担を軽減) | 食費の person 費支 給による軽減措置 | | 補足給付 (食費・光熱水費を 減免) | |

自立支援医療制度の概要

根拠法及び概要

根 拠 法 : 障害者総合支援法

概 要 : 障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な心身の障害の状態を軽減するための医療(保険診療に限る。)について、当該医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度

※ 所得に応じ1月あたりの自己負担上限額を設定(月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)

※ 保険優先のため、通常、医療保険の自己負担分(3割)と上記の自己負担上限額の差額分を自立支援医療費により支給

実施主体 : 【更生医療・育成医療】市町村 【精神通院医療】都道府県・指定都市

負担割合 : 【更生医療・育成医療】国 1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4 【精神通院医療】国1/2, 都道府県・指定都市1/2

支給決定件数 : 【更生医療】291,003件 【育成医療】14,220件 【精神通院医療】2,470,960件 ※令和4年度

対象者

更生医療 : 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害の状態を軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳以上)

育成医療 : 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児のうち、障害に係る医療を行わないときは将来において身体障害者福祉法別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められ、手術等により確実な治療の効果が期待できる者(18歳未満)

精神通院医療 : 精神保健福祉法第5条に規定する精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

対象となる医療の例

(更生医療・育成医療)

肢体不自由 … 関節拘縮 → 人工関節置換術

視覚障害 … 白内障 → 水晶体摘出術

聴覚障害 … 高度難聴 → 人工内耳埋込術

内臓障害 … 心臓機能障害 → ペースメーカー埋込手術

腎臓機能障害 → 腎移植、人工透析

言語障害 … 口蓋裂 → 形成術

免疫機能障害 … 抗HIV療法

肝臓機能障害 → 肝移植

<先天性内臓障害> 鎖肛 → 人工肛門の造設 ※ 育成医療のみ

(精神通院医療)

精神科専門療法

訪問看護

自立支援医療の患者負担の基本的な枠組み

- ① 患者の負担が過大なものにならないよう、所得に応じて1月当たりの負担上限額を設定。(月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)
- ② 費用が高額な治療を長期にわたり継続しなければならない(重度かつ継続)者、育成医療の中間所得層については、更に軽減措置を実施。

【自己負担上限月額】

| 所得区分(医療保険の世帯単位) | | 更生医療・ 精神通院医療 | 育成医療 | 重度かつ継続 |
|-----------------|--|--|---------|---------|
| 一定所得以上 | 市町村民税 235,000円以上(年収約833万円以上) | 対象外 | 対象外 | 20,000円 |
| 中間所得2 | 市町村民税 33,000円以上235,000円未満(年収:約400~833万円未満) | 総医療費の1割 又は高額療養費 (医療保険)の 自己負担限度額 | 10,000円 | 10,000円 |
| 中間所得1 | 市町村民税 33,000円未満(年収約290~400万円未満) | | 5,000円 | 5,000円 |
| 低所得2 | 市町村民税非課税(低所得1を除く) | 5,000円 | | |
| 低所得1 | 市町村民税非課税(本人又は障害児の保護者の年収80万円以下) | 2,500円 | | |
| 生活保護 | 生活保護世帯 | 0円 | | |

* 年収については、夫婦+障害者である子の3人世帯の粗い試算

【月額医療費の負担イメージ】 * 医療保険加入者(生活保護世帯を除く)

| | | |
|----------|------------------------------|---------------------|
| 医療保険(7割) | 自立支援医療費 (月額医療費-医療保険-患者負担) | 患者負担 (1割又は負担上限額) |
|----------|------------------------------|---------------------|

「重度かつ継続」の範囲

- 疾病、症状等から対象となる者
 - [更生・育成] 腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)・肝臓の機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)の者
 - [精神通院] ① 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)の者
 - ② 精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者
- 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
 - [更生・育成・精神通院] 医療保険の多数回該当の者

負担上限月額の経過的特例措置 ※上記の太枠部分

育成医療の中間所得1, 2及び「重度かつ継続」の一定所得以上の負担上限月額については、令和3年3月31日までの経過的特例措置

補装具費支給制度の概要

1. 制度の概要

障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における効率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具（別紙「補装具種目一覧」を参照）について、同一の月に購入又は修理に要した費用の額（基準額）を合計した額から、当該補装具費支給対象者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（政令で定める額が基準額を合計した額の百分の十を超えるときは、基準額に百分の十を乗じた額）を控除して得た額（補装具費）を支給する。

※政令で定める額…市町村民税世帯非課税者以外の者：37,200円、市町村民税世帯非課税者：0円

2. 対象者

補装具を必要とする障害者、障害児、難病患者等

※ 難病患者等については、特殊の疾病告示に定める疾病に限る

3. 実施主体

市町村

4. 申請方法等

障害者（障害児の場合は扶養義務者）が市町村長に申請し、身体障害者更生相談所等の判定又は意見に基づく市町村長の決定により、補装具費の支給を受ける。

5. 費用負担

(1)公費負担

補装具の購入又は修理に要した費用の額（基準額）から利用者負担額（原則1割）を除いた額を補装具費とし、この補装具費について以下の割合により負担。

負担割合（国：50/100、都道府県：25/100、市町村：25/100）

(2)利用者負担

所得に応じ、以下の負担上限月額を設定。

〈所得区分及び負担上限月額〉

| | | |
|------|-------------|---------|
| 生活保護 | 生活保護世帯に属する者 | 0円 |
| 低所得 | 市町村民税非課税世帯 | 0円 |
| 一般 | 市町村民税課税世帯 | 37,200円 |

- ただし、障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合（本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合）には補装具費の支給対象外とする。
- 生活保護への移行防止措置あり

参 考

1. 補装具の種目

[身体障害者・身体障害児共通]

義肢 装具 座位保持装置 盲人安全つえ 義眼眼鏡 補聴器 車椅子 電動車椅子 歩行器
歩行補助つえ（T字状・棒状のものを除く） 重度障害者用意思伝達装置

[身体障害児のみ]

座位保持椅子 起立保持具 頭部保持具 排便補助具

2. 創設年度 平成18年10月施行

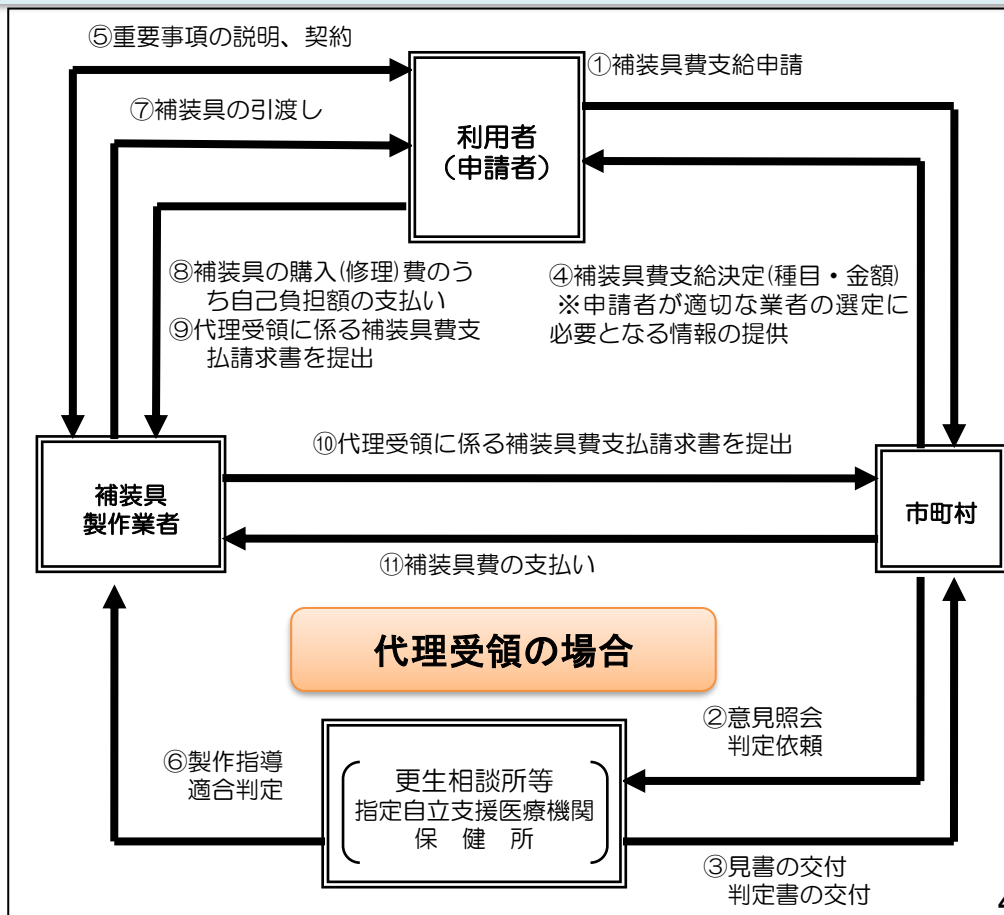
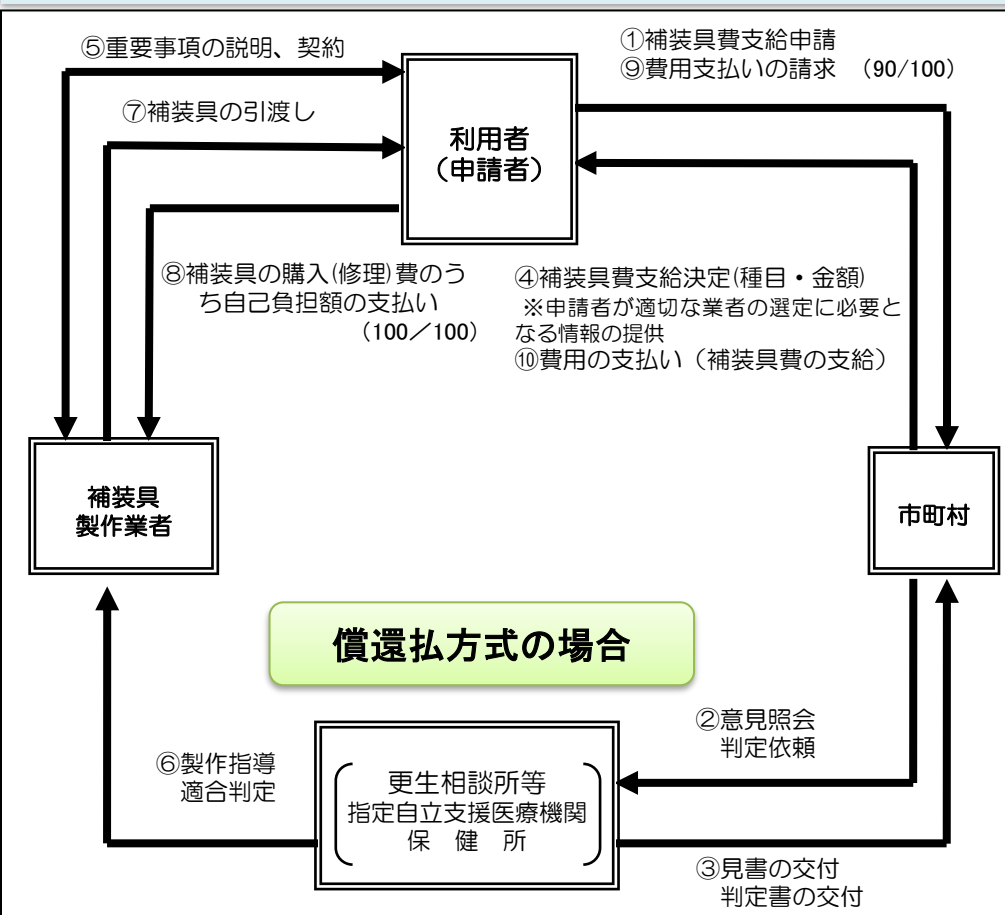
※ 障害者自立支援法施行に伴い、身体障害者福祉法及び児童福祉法に基づく補装具給付制度を一元化し、補装具費支給制度としたもの。

[身体障害者福祉法] 昭和25年度 [児童福祉法] 昭和26年度

- 支給根拠 障害者総合支援法 第76条第1項
- 国の負担根拠 障害者総合支援法 第95条第1項第2号

補装具費の支給の仕組み

- 補装具の購入（修理）を希望する者は、市町村に補装具費支給の申請を行う。
- 申請を受けた市町村は、更生相談所等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であると認めるときは、補装具費の支給の決定を行う。
- 補装具費の支給の決定を受けた障害者等は、事業者との契約により、当該事業者から補装具の購入(修理)のサービス提供を受ける。
- 障害者等が事業者から補装具の購入(修理)のサービスを受けた時は、
(償還払方式の場合)
 - ・事業者に対し、補装具の購入(修理)に要した費用を支払うとともに、
 - ・市町村に対し、補装具の購入(修理)に通常要する費用（補装具費＝基準額－利用者負担額）に相当する額を請求する。
 (代理受領の場合)
 - ・障害者等は、事業者に対し、補装具の購入(修理)に要した費用のうち利用者負担額を支払うとともに、
 - ・事業者は、市町村に対し、補装具の購入(修理)に通常要する費用から利用者負担額を差し引いた額を請求する。
- 市町村は、事業者から補装具費の請求があった時は、補装具費の支給を行う。



3 障害者総合支援法等の概要

(4) 地域生活支援事業について

地域生活支援事業等について

概要

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を計画的に実施。**

令和8年度予算額

地域生活支援事業費等補助金 505億円 ○地域生活支援事業 445億円 ○地域生活支援促進事業 59億円

事業内容

- **地域生活支援事業**（障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条）
 - (1) 事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業
 - [地域の特性] 地理的条件や社会資源の状況
 - [柔軟な形態] ① 委託契約・広域連合等の活用 ② 突発的なニーズに臨機応変に対応可能
③ 個別給付では対応できない複数の利用者に対応可能
 - (2) 地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業（事業の実施内容は地方が決定）
 - (3) 生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせ利用することも可能。
 - ・ 補助率 ※**統合補助金**
市町村事業：国1／2以内・都道府県1／4以内で補助、都道府県事業：国1／2以内で補助
- **地域生活支援促進事業**（平成29年度に創設）
 - 発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業について、特別枠に位置づけ、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。
 - ・ 補助率 国1／2又は定額（10／10相当）

(令和8年度予算)地域生活支援事業(市町村事業)

| 必須事業 | |
|------|---|
| 1 | 理解促進研修・啓発事業 |
| 2 | 自発的活動支援事業 |
| 3 | 相談支援事業 (1) 基幹相談支援センター機能強化事業 (2) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業) |
| 4 | 成年後見制度利用支援事業 |
| 5 | 成年後見制度法人後見支援事業 |
| 6 | 意思疎通支援事業 |
| 7 | 日常生活用具給付等事業 |
| 8 | 奉仕員養成研修事業 |
| 9 | 移動支援事業 |
| 10 | 地域活動支援センター機能強化事業 |

(参考) 交付税を財源として実施する事業

- ・ 相談支援事業のうち障害者相談支援事業 ・ 地域活動支援センター基礎的事業
- ・ 障害支援区分認定等事務 ・ 自動車運転免許取得・改造助成 ・ 更生訓練費給付

| 任意事業 | |
|------|---|
| 1 | 日常生活支援 (1) 福祉ホームの運営 (2) 訪問入浴サービス (3) 生活訓練等 (4) 日中一時支援 (5) 地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業 (6) 市町村と地域生活定着支援センターの連携強化事業 |
| 2 | 社会参加支援 (1) レクリエーション活動等支援 (2) 芸術文化活動振興 (3) 点字・声の広報等発行 (4) 家庭・教育・福祉連携推進事業 |
| 3 | 就業・就労支援 (1) 盲人ホームの運営 (2) 知的障害者職親委託 |

(令和8年度予算)地域生活支援事業(都道府県事業)

| 必須事業 | |
|------|---|
| 1 | 専門性の高い相談支援事業 (1) 発達障害者支援センター運営事業 (2) 高次脳機能障害者支援事業 ※ |
| 2 | 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 (3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業 |
| 3 | 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 (3) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 |
| 4 | 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業 |
| 5 | 広域的な支援事業 (1) 都道府県相談支援体制整備事業 (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業 (3) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業 |

| 任意事業 | |
|------|--|
| 1 | サービス・相談支援者、指導者育成事業 (1) 障害支援区分認定調査員等研修事業 (2) 相談支援従事者等研修事業 (3) サービス管理責任者研修事業 (4) 居宅介護従業者等養成研修事業 (5) 障害者ピアサポート研修事業 (6) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 (7) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業 (8) 精神障害関係従事者養成研修事業 (9) 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業 (10) 成年後見制度法人後見養成研修事業 (11) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業 |

| 任意事業 | |
|------|--|
| 2 | 日常生活支援 (1) 福祉ホームの運営 (2) オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)社会適応訓練 (3) 音声機能障害者発声訓練 (4) 医療型短期入所事業所開設支援 (5) 障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業 |
| 3 | 社会参加支援 (1) 手話通訳者設置 (2) 字幕入り映像ライブラリーの提供 (3) 点字・声の広報等発行 (4) 点字による即時情報ネットワーク (5) 都道府県障害者社会参加推進センター運営 (6) 奉仕員養成研修 (7) レクリエーション活動等支援 (8) 芸術文化活動振興 (9) サービス提供者情報提供等 (10) 障害者自立(いきいき)支援機器普及アンテナ事業 (11) 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業 |
| 4 | 就業・就労支援 (1) 盲人ホームの運営 (2) 重度障害者在宅就労促進(バーチャル工房支援) (3) 一般就労移行等促進 (4) 障害者就業・生活支援センター体制強化等 (5) 就労移行等連携調整事業 |
| 5 | 重度障害者に係る市町村特別支援 |

※ 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業から名称変更

(令和8年度予算)地域生活支援促進事業

都道府県事業

- | | |
|---------------------------------|---|
| 1 発達障害児者地域生活支援モデル事業 | 14 「心のバリアフリー」推進事業 |
| 2 かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 | 15 身体障害者補助犬育成促進事業 |
| 3 発達障害者支援体制整備事業 | 16 発達障害児者及び家族等支援事業 |
| 4 障害者虐待防止対策支援事業 | 17 発達障害診断待機解消事業 |
| 5 障害者就業・生活支援センター事業 | 18 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 |
| 6 工賃向上計画支援等事業 | 19 障害者ICTサポート総合推進事業 |
| 7 障害者芸術・文化祭開催事業(※) | 20 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業【 拡充 】 |
| 8 強度行動障害支援者養成研修事業(基礎研修、実践研修) | 22 地域における読書バリアフリー体制強化事業 |
| 9 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業 | 24 入院者訪問支援事業 |
| 10 成年後見制度普及啓発事業 | 25 高次脳機能障害者支援体制構築促進事業 ※ |
| 11 アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業 | 26 都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業 |
| 12 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 | 27 都道府県・指定都市における虐待対応体制整備支援事業 |
| 13 ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 | ※ 高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業から名称変更 |

市町村事業

- | | |
|---------------------|------------------------------|
| 1 発達障害児者地域生活支援モデル事業 | 20 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業 |
| 4 障害者虐待防止対策支援事業 | 21 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 |
| 10 成年後見制度普及啓発事業 | 22 地域における読書バリアフリー体制強化事業 |
| 16 発達障害児者及び家族等支援事業 | 23 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業 |

3 障害者総合支援法等の概要

(5) 苦情解決制度について

苦情解決事業

平成12年の社会福祉事業法改正により、福祉サービスは、これまでの行政による措置制度から、利用者が自らの意思でサービスを選択し、事業者と対等な立場で契約を結ぶことにより利用する制度へ変更されることとなった。

福祉サービスにおいて、苦情を適切に解決することは、利用者にとっては、福祉サービスに対する満足感を高めることや早急な虐待防止対策が講ぜられること等の効果が期待でき、事業者にとっては、利用者ニーズの把握や提供サービスの妥当性の検証が可能となる。

福祉サービスに関する苦情は、本来、当事者である利用者と事業者との間で自主的に解決されるべきものである。しかしながら、苦情を密室化せず、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、事業者段階及び都道府県段階それぞれに苦情解決の仕組みを整備することとした。

それぞれの苦情解決の仕組みは下記の通りである。

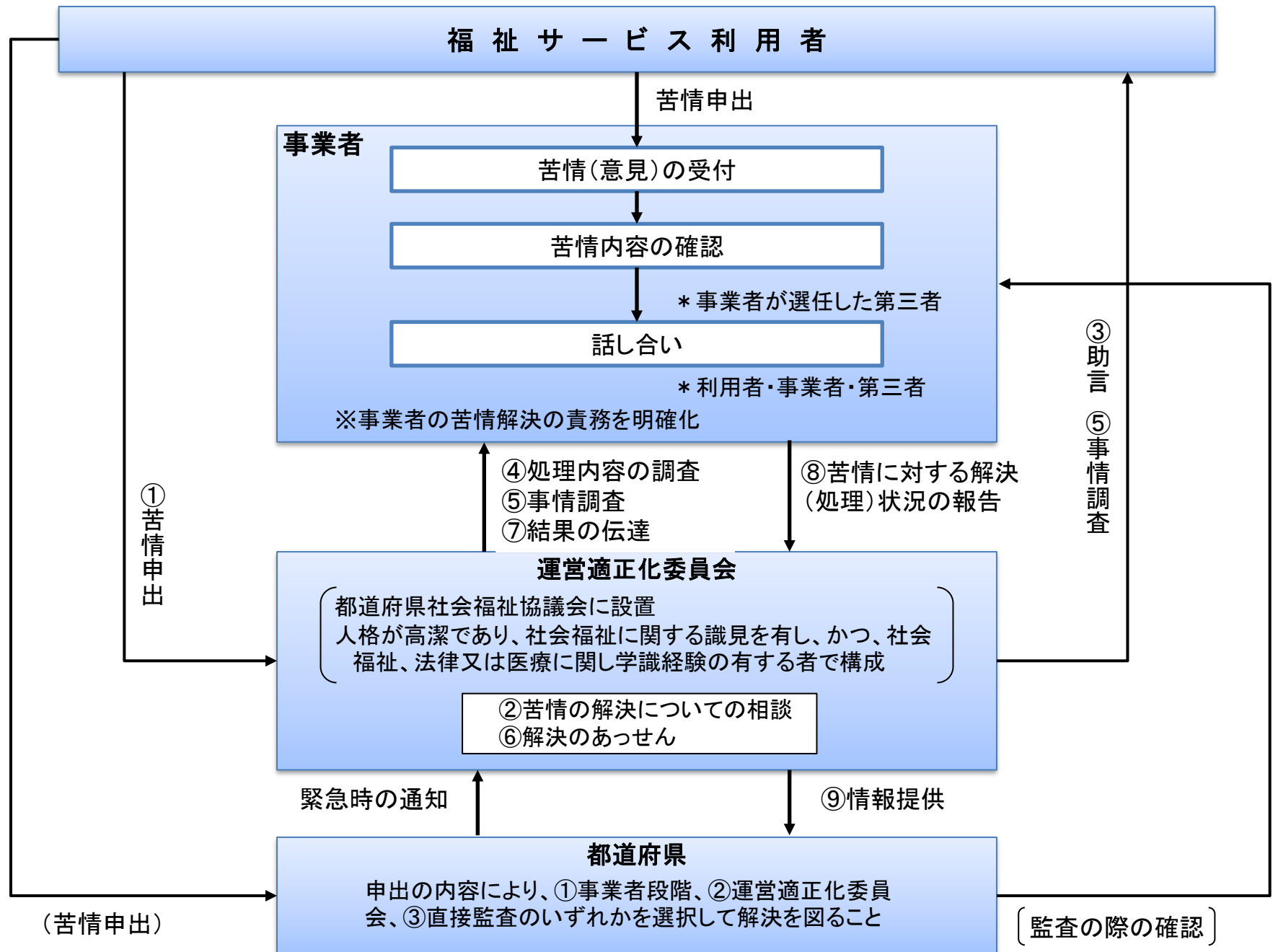
ア 事業者段階の仕組み

社会福祉法第82条において、すべての社会福祉事業の経営者についての苦情解決の責務を明確化するとともに第三者委員の設置など苦情解決の仕組みを設けることとしている。

イ 都道府県段階の仕組み

社会福祉法第83条の規定により、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、公正・中立な第三者機関として「運営適正化委員会」を設置している。

福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの概要図



3 障害者総合支援法等の概要

(6) 介護給付費等に係る処分に関する 都道府県の不服審査について

介護給付費等に係る処分に関する都道府県の不服審査

目的

障害者総合支援法では、障害者(児)の障害福祉サービスの利用が適正に確保されるよう、障害者又は障害児の保護者(以下「障害者等」という。)が市町村の行った介護給付費等に係る処分に不服がある場合は、その請求により都道府県が客観的な立場から当該処分の適否について迅速に審査を行うこととしている。(法第九七条第一項)

審査の実施主体

都道府県知事

審査体制

都道府県知事は、条例で定めるところにより、審査請求の事件を取り扱わせるため、障害者介護給付費等不服審査会(以下「不服審査会」という。)を置くことができる。(法第九十八条第一項)

審査請求の対象となる処分

市町村が行う障害福祉サービスの個別給付に係る処分が審査請求の対象となる。(法第97条第1項)

※具体的には事項に掲げるものが対象となる。

(1) 障害支援区分に関する処分

障害程度区分の認定は、それ自体独立した行政処分であり、支給決定の勘案事項の一つとして介護給付費等に係る処分に当たるので、都道府県知事への審査請求の対象となる。

- ・ 障害支援区分の認定(法第二一条第1項)
- ・ 障害支援区分の再認定(法第二四条第4項)

(2) 支給決定又は地域相談支援給付決定に係る処分

介護給付費等の支給決定に係る処分には、支給決定(支給量等の決定)に関する処分と支払決定(サービス利用後の具体的な請求に対する支出決定)に関する処分のいずれもが含まれる。

◆ 支給要否決定に関する処分

- ・ 介護給付費等の支給要否決定
- ・ 地域相談支援給付費との給付要否決定

◆ 支給決定(支給量等の決定)に関する処分

- ・ 支給決定(障害福祉サービスの種類、支給量、有効期間の決定)
- ・ 支給決定の変更の決定
- ・ 支給決定の取り消しの決定
- ・ 地域相談支援給付決定(地域相談支援の種類、地域相談支援給付量、有効期間の設定)
- ・ 地域相談支援給付決定の取り消し決定

◆ 支給決定に関する処分

- ・ 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費

(3) 利用者負担に係る処分

利用者負担は、給付と表裏の関係にあることから、利用者負担に係る決定は、「介護給付費等に係る処分」として審査請求の対象となる。

- ・ 利用者負担の月額上限に関する決定
- ・ 利用者負担の災害減免等の決定
- ・ 高額障害福祉サービス費の給付決定
- ・ 補足給付の決定(特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費)

3 障害者総合支援法等の概要

(7) 介護保険制度との関係について

障害福祉制度と介護保険制度の適用関係の概要

65歳
まで

障害福祉サービス

- ・居宅介護 (ホームヘルプ)
- ・生活介護 (デイサービス)
- ・重度訪問介護 (ホームヘルプ)
- ・短期入所 (ショートステイ)
- ・就労継続支援
- ・行動援護
- ・同行援護
- 等

介護保険に相当するサービスがある障害福祉サービス

障害福祉固有のサービス

原則

個別の状況 = 介護保険サービスのみでは適切な支援が受けられない場合

65歳
以降

利用していた障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに移行

① 介護保険サービス + 障害福祉サービスを一部利用

② 障害福祉サービスを引き続き利用

障害福祉サービスを引き続き利用

個別の状況

一律に介護保険サービスに移行するのではなく、以下に該当し、適切なサービス量が介護保険サービスのみによって確保することができないと認められる場合等には、個別のケースに応じて障害福祉サービスを利用することが可能

- ① 介護保険サービスの支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において、介護保険サービスのみによって適切なサービス量を確保することができないものと認められる場合
- ② 実際に介護保険サービスを利用することが難しい場合
 例えば ・利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない場合
 ・介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合 等

※ 障害者支援施設等に入所又は入院している者については、介護保険法の規定によるサービスに相当する介護サービスが提供されていること等の理由から、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされており、入所を継続できる

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(平成19年通知)

3 障害者総合支援法等の概要

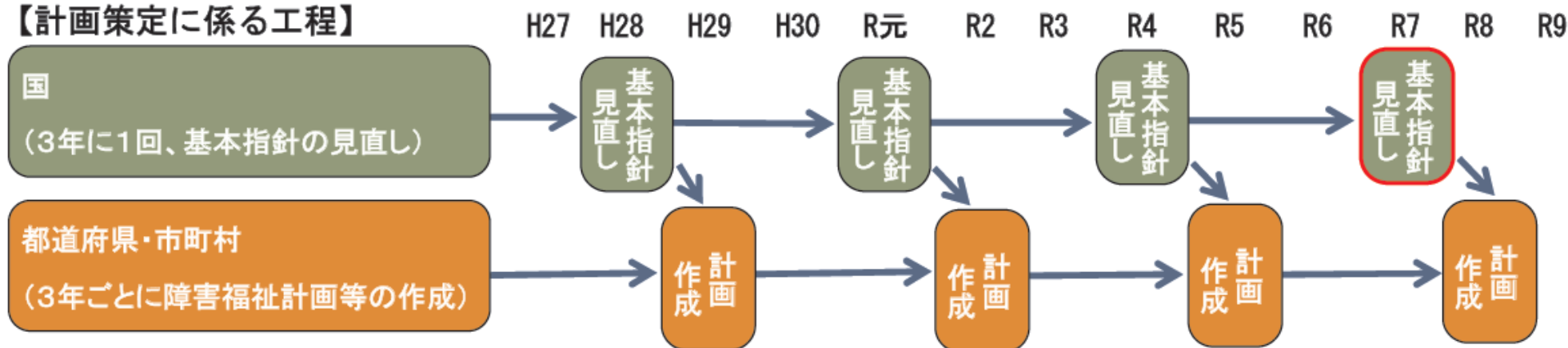
(8) 障害福祉計画について

障害福祉計画及び障害児福祉計画について(概要)

基本指針について

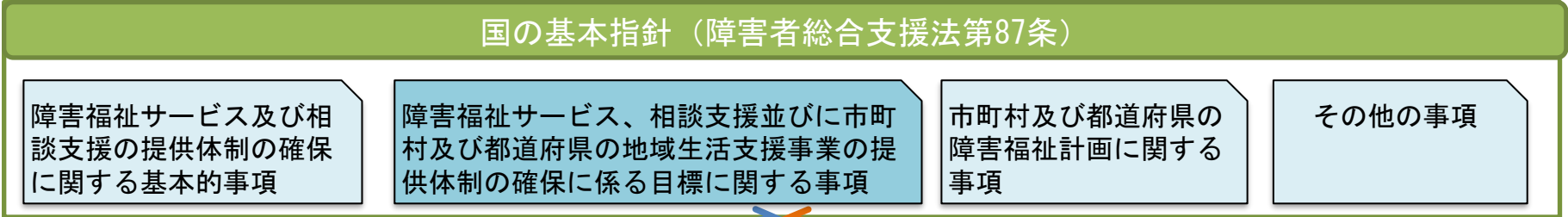
- ・基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- ・また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- ・障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成
- ・第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画(令和9~11年度)を作成するための基本指針は令和7年度内の告示を想定。

【計画策定に係る工程】



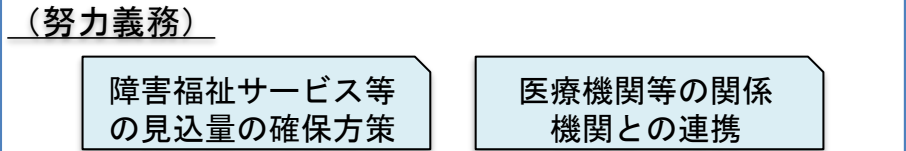
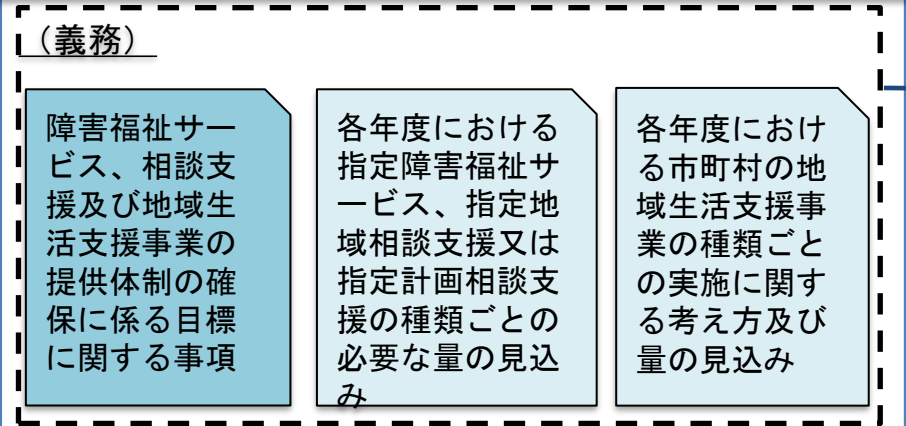
※ 障害福祉計画等は、3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

(参考1) 障害福祉計画と基本指針の基本的な構造



(基本指針に即して計画を作成)

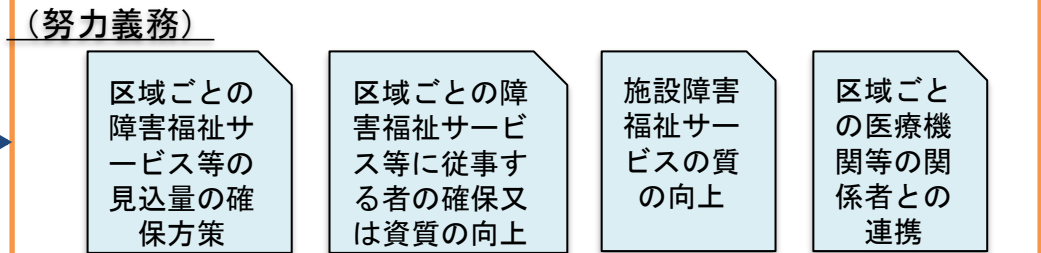
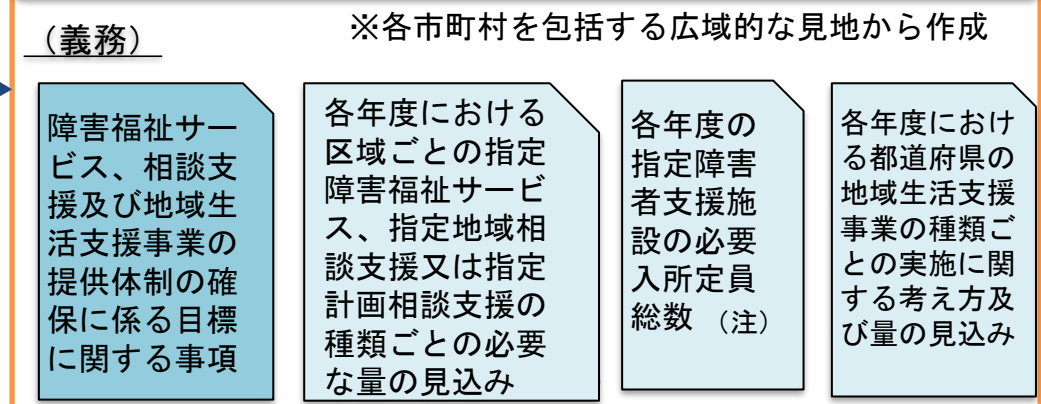
市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第88条関係）



- (その他の事項)**
- ・ 計画は障害者等の数、その障害の状況を勘案すること（義務）
 - ・ 計画を作成する場合、障害者等の心身の状況等を把握した上で作成すること（努力義務）
 - ・ 他の計画と調和が保たれること（義務） など

(計画の提出)

都道府県障害福祉計画（障害者総合支援法第89条関係）



- (その他の事項)**
- ・ 他の計画と調和が保たれること（義務） など
- (注) 都道府県は、定員や見込量を超えることになる等の場合には、施設・事業所の指定を行わないことができる。（障害者支援施設、生活介護、就労継続支援B型）

（都道府県の意見を聴く）

（計画の提出）

(参考2) 障害児福祉計画と基本指針の基本的な構造

国の基本指針（児童福祉法第33条の19）

- 障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
- 障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 市町村及び都道府県の障害児福祉計画に関する事項
- その他の事項

市町村障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20関係）

- (義務)**
- 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

- (努力義務)**
- 指定通所支援又は指定障害児相談支援の見込量の確保方策
 - 医療機関、教育機関等の関係機関との連携

- (その他の事項)**
- 計画は障害児の数、その障害の状況を勘案すること（義務）
 - 計画を作成する場合、障害児の心身の状況等を把握した上で作成すること（努力義務）
 - 他の計画と調和が保たれること（義務） など

都道府県障害児福祉計画（児童福祉法第33条の22関係）

- (義務)** ※各市町村を包括する広域的な見地から作成
- 障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 各年度における区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み (注)
 - 各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数 (注)

- (努力義務)**
- 区域ごとの指定通所支援の見込量の確保方策
 - 区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の質の向上
 - 障害児入所支援の質の向上
 - 区域ごとの医療機関、教育等の関係者との連携

- (その他の事項)**
- 他の計画と調和が保たれること（義務） など
- (注) 都道府県は、定員や見込量が超えることになる等の場合には、施設・事業所の指定を行わないことができる。(障害児入所施設、放課後等デイサービス等)

(基本指針に即して計画を作成)

(計画の提出)

(都道府県の意見を聴く)

(計画の提出)

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和8年3月31日に告示。
計画期間は令和9年4月～令和12年3月。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する

基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 五 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方 **【新規】**

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 福祉施設から一般就労への移行等
- 四 障害児支援の提供体制の整備等
- 五 地域生活支援の充実
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 **【新規】**
- 八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

4. 成果目標(計画期間が終了する令和11年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上の上院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下【新規】
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上【新規】
- ・K6により住民のこころの状態を把握【新規】

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域【新規】
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④ 障害児支援の提供体制の整備等(続き)

- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域【新規】
- ・強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各都道府県（必要に応じて政令市）【新規】

⑤ 地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする【新規】

⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置【新規】
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置【新規】
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする【新規】

3 障害者総合支援法等の概要

(9) 自立支援協議会について

(自立支援) 協議会の概要

経緯

- 自立支援協議会は、**地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備**を進めていくこと及び**関係機関等の連携の緊密化**を図る役割を担うべく整備がすすめられてきた。
- その役割が重要であるにも関わらず法律上の位置付けが不明確であったため、障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化された。
- 平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者及びその家族の参画が明確化された。

概要

- (自立支援) 協議会の設置は、地方公共団体(共同設置可)の努力義務規定。(法89条の3第1項)
- 都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更**しようとする場合、あらかじめ、(自立支援) 協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。(法88条第9項、89条第7項)
- 設置状況(R4.4月時点) 市町村: 1,698自治体(設置率約98%) ※協議会数: 1,214箇所
都道府県: 47自治体(設置率100.0%)

※構成メンバーについては、設置地方公共団体の**地域の実情に応じて選定**されるべきものである。

(想定される例) ※都道府県協議会については市町村も参画

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民等

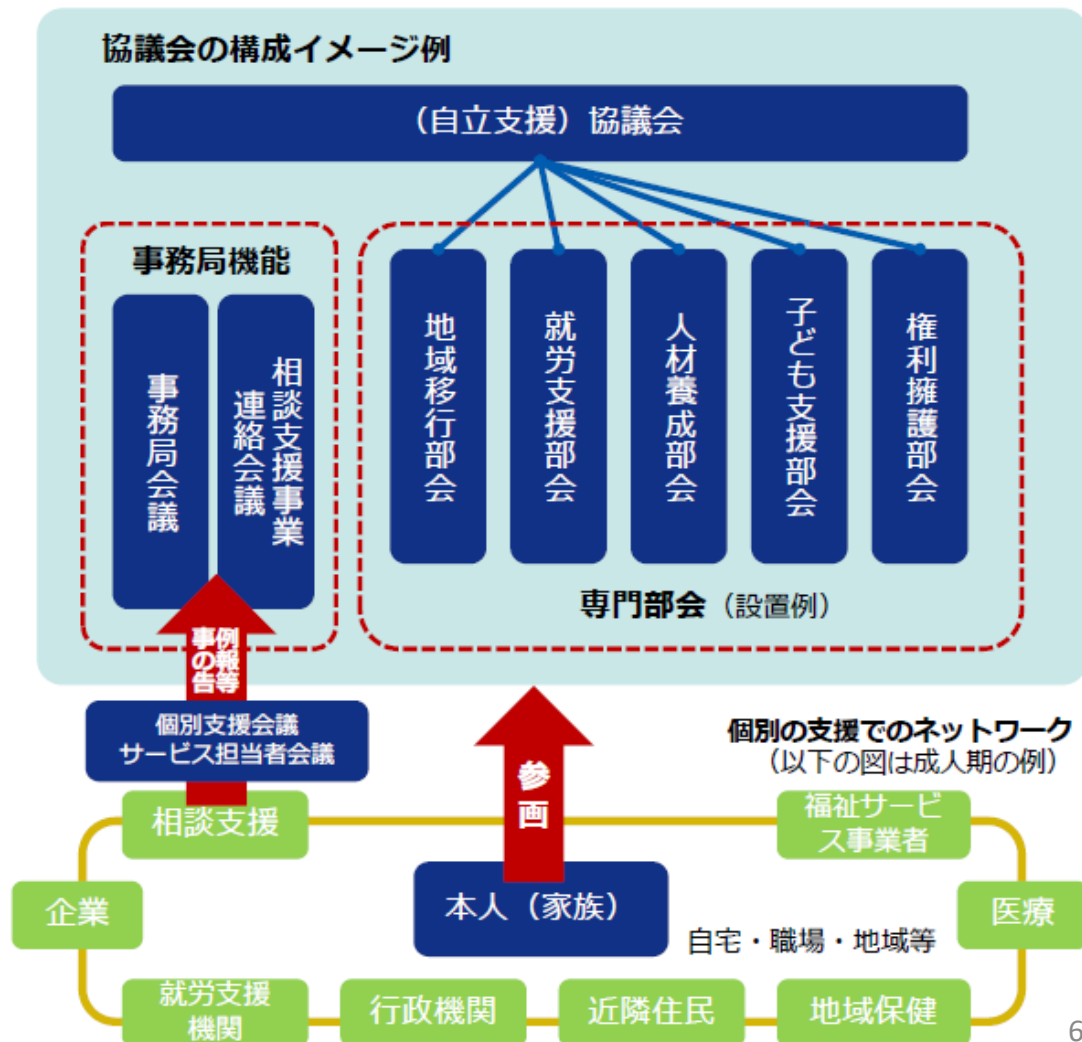
市町村協議会の主な機能

(自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

市町村協議会の主な機能

- ・ 地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・ 地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握
- ・ 地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
- ・ 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- ・ 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
- ・ 市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価
- ・ 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
- ・ 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・ 市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ・ 専門部会等の設置、運営 等

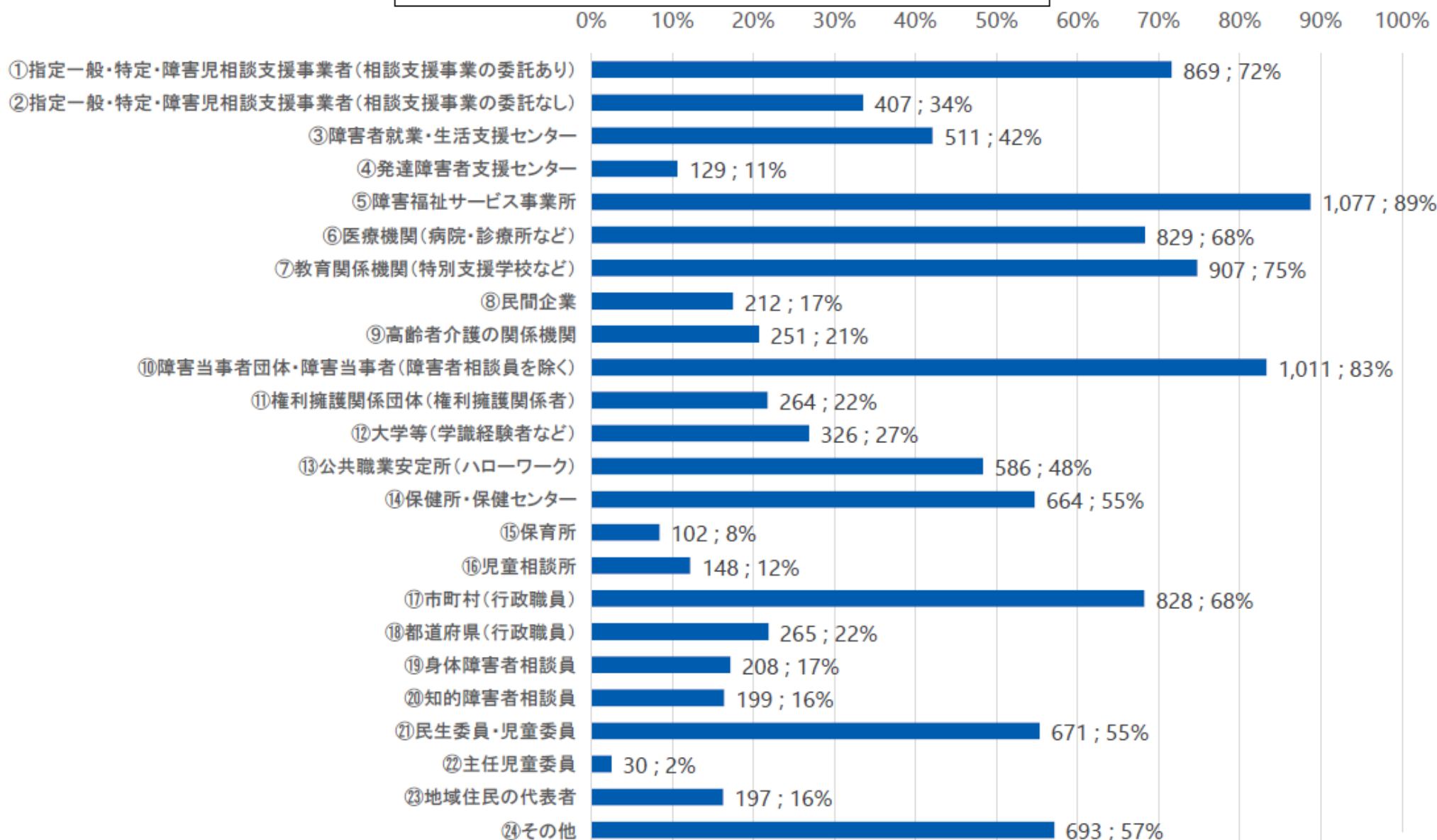
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会の設置運営について」(平成25年3月28日 障発0328-8)



(自立支援) 協議会について

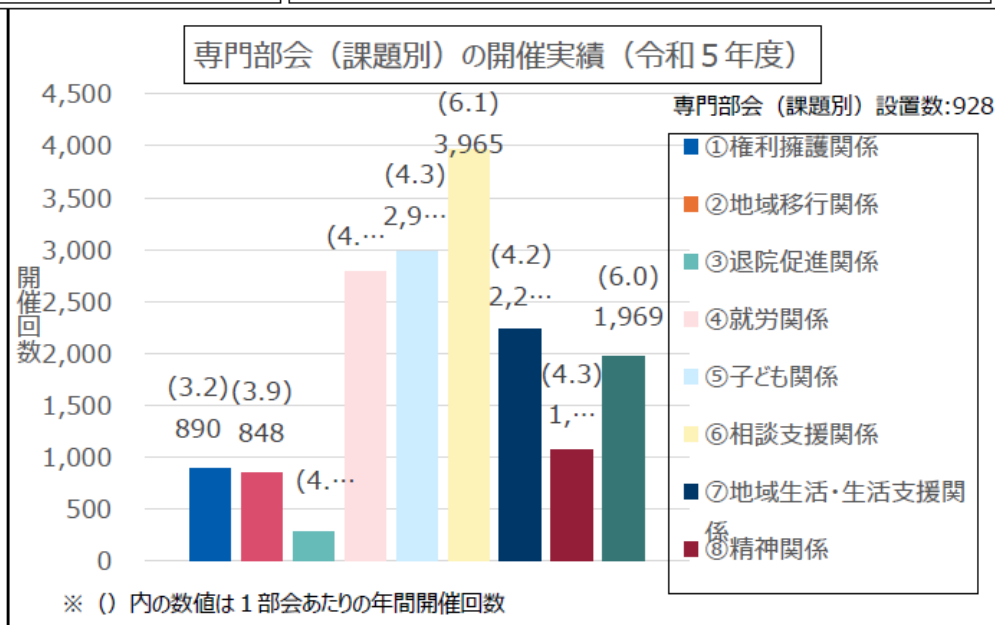
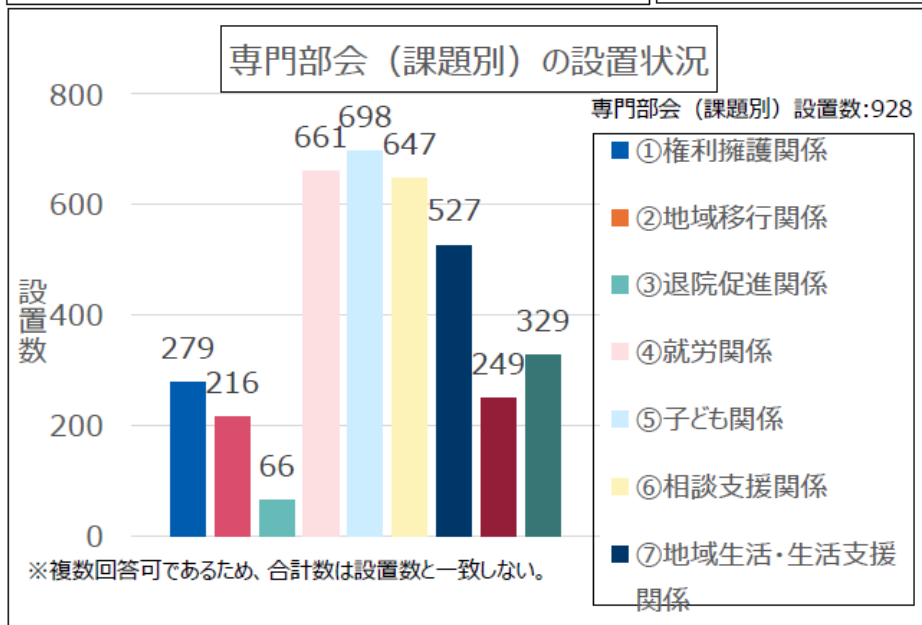
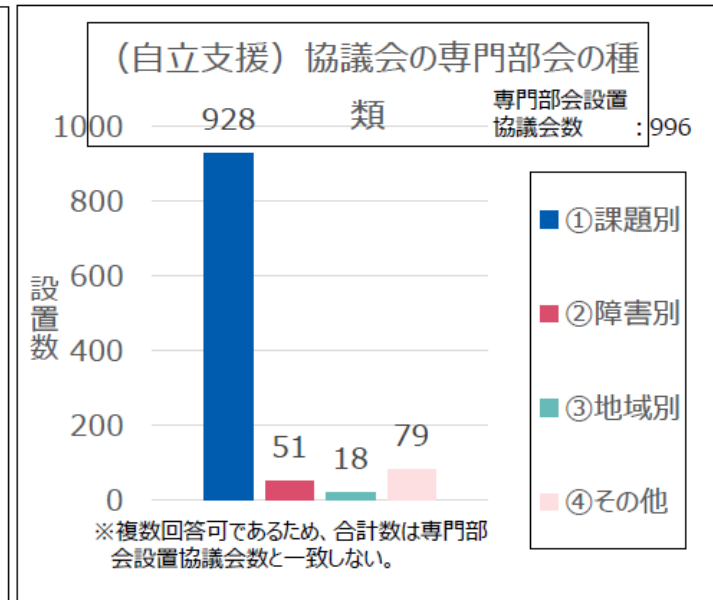
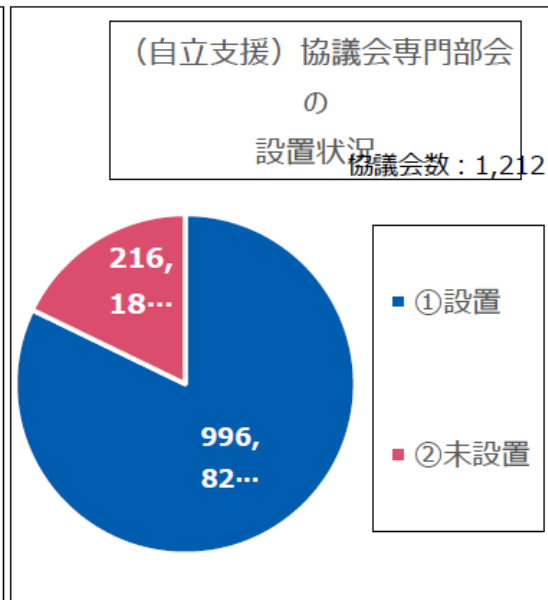
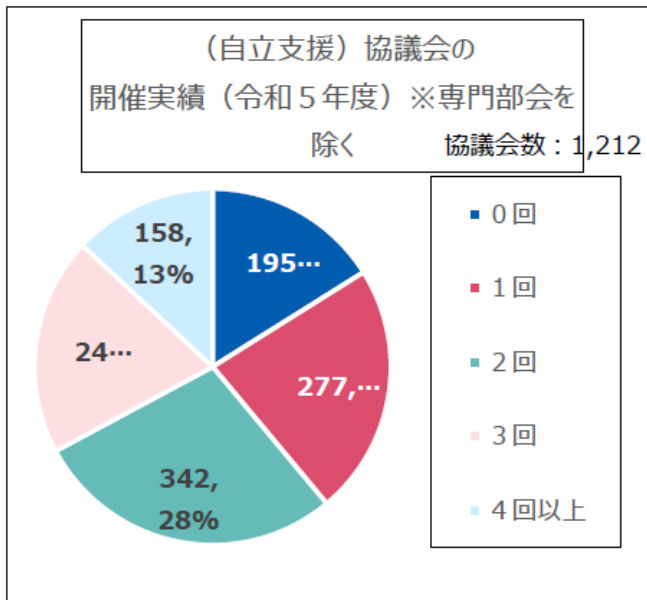
(自立支援) 協議会の構成メンバー (所属別)

協議会数 : 1,214



各機関に所属している者をメンバーとしている協議会の割合

(自立支援) 協議会 専門部会について (令和6年4月1日時点)



令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成

（自立支援）協議会の役割・機能 （障害者総合支援法89条の3関係）

令和6年4月1日施行

改 ① 協議会を通じた「地域づくり」(※) にとっては「個から地域へ」の取組が重要。(第2項改正)

地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化

「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の实情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

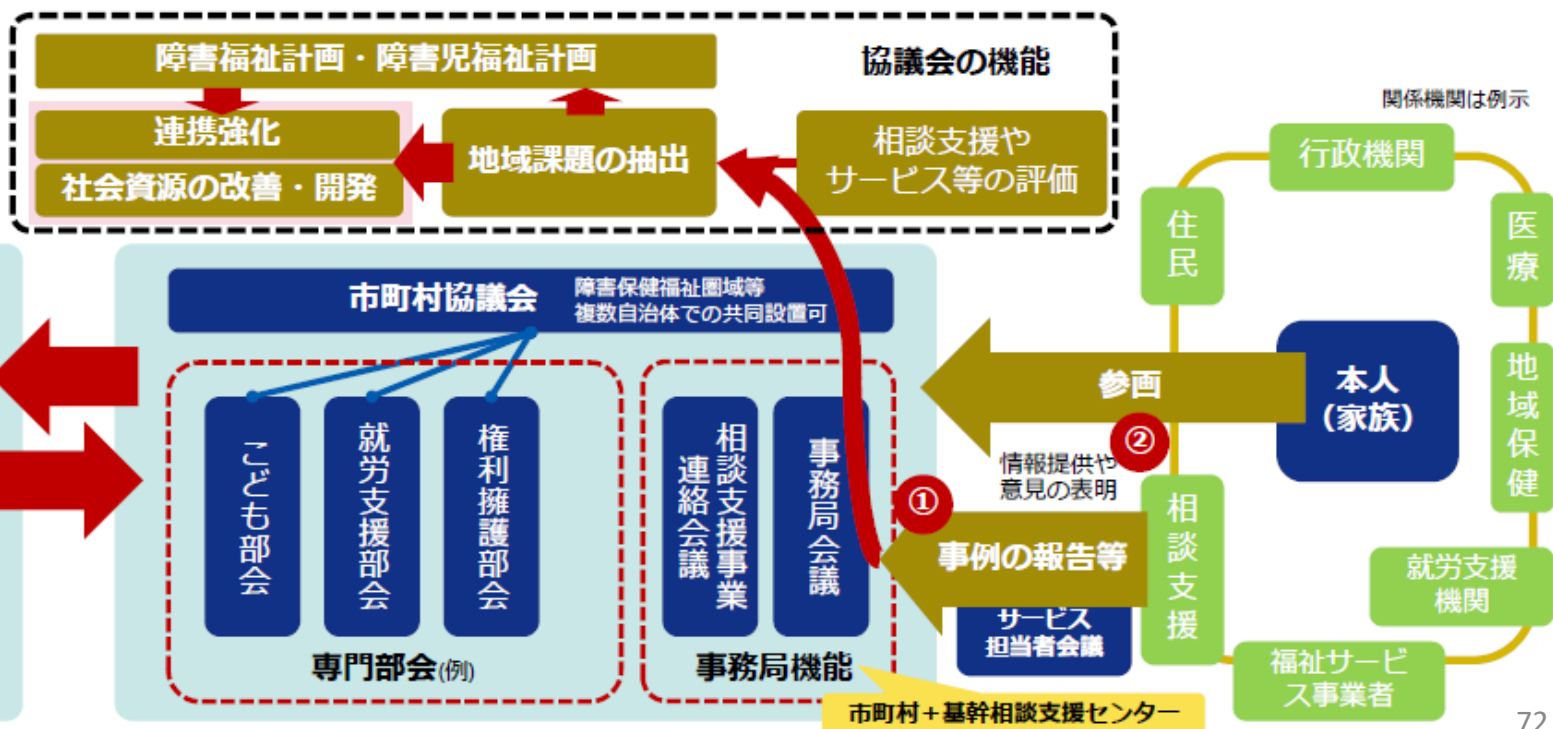
新 ② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。(第3項、第4項新設)

新 ③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。(第5項新設)

* 今回改正により、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。(第3項～第6項)

(※) 協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

（自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。



4 障害者支援における権利擁護と虐待防止

(1) 障害者の権利に関する条約及び 障害者差別解消法について

我が国は「障害者の権利に関する条約」を批准しました！

障害者権利条約とは？

■ 「障害者権利条約」は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。

例えば ◆障害に基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定※を含む。)を禁止

→ ◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進

◆条約の実施を監視する枠組みを設置、等

※過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等(例:スロープの設置)を行わないことを指します。



条約成立まで一締結に向けて我が国ではどのような取組が行われたの？

2006年12月 国連総会で条約が採択されました。

2007年 9月 我が国が条約に署名しました。

2008年 5月 条約が発効しました。

条約締結に先立ち、障害当事者の意見も聴きながら、国内法令の整備を推進してきました。

2011年 8月 障害者基本法が改正されました。

2012年 6月 障害者総合支援法が成立しました。

2013年 6月 障害者差別解消法が成立し、障害者雇用促進法が改正されました。

これらの法整備をうけて、国会において議論され、2013年11月19日の衆議院本会議、12月4日の参議院本会議において全会一致で締結が承認されました。

2014年3月現在(我が国を含め)

142か国・1地域機関が締結済みです。

2014年1月20日に我が国は「障害者権利条約」の締約国になりました。
また、2月19日に、我が国について障害者権利条約が発効しました。

条約を締結するとどうなるの？

■ 我が国において、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化されます。

(障害者の身体の自由や表現の自由等の権利、教育や労働等の権利が促進されます。)

(我が国による条約の実施を、国内において監視する枠組み(障害者政策委員会)や、国連の障害者権利委員会への報告を通じて、継続的に説明していきます。また、障害者権利委員会委員への立候補について検討していきます。)

■ 人権尊重についての国際協力が一層推進されます。



2014年3月 外務省人権人道課 (お問い合わせは03-5501-8240まで)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)附則第7条においては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※ 施行期日

公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、**過重な負担がない範囲で**、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)を行うことを求めている。

(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。)

注:「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成



段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

「合理的配慮の提供」とは

- **行政機関等と事業者**においては、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）**を行うことが求められる
- 代替措置の選択も含め、双方の話し合い(建設的対話)により対応するもの
- 各事業分野の考え方等については、主務大臣が定める「対応指針(ガイドライン)」に規定

社会的障壁の例

| | |
|-----------|--------------------------|
| ①社会における事物 | 通行・利用しにくい施設、設備など |
| ②制度 | 利用しにくい制度など |
| ③慣行 | 障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など |
| ④観念 | 障害のある方への偏見など |

具体例



1
段差がある場合に、スロープなどで補助する



2
意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成27年2月24日閣議決定）に基づき作成

留意事項

- ① **事務・事業の目的・内容・機能**に照らし、**必要とされる範囲**で本来の業務に付随するものに限られること
- ② **障害者でない者との比較**において**同等の機会の提供**を受けるためのものであること
- ③ **事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更**には及ばないこと

過重な負担の判断

個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断**することが必要

- ① **事務・事業への影響の程度**
(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
- ② **実現可能性の程度**
(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ③ **費用・負担の程度**
- ④ **事務・事業規模**
- ⑤ **財政・財務状況**

福島県条例第八十五号

障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例

第一章 総則

(目的)

第一条

この条例は、障がい及び障がいのある人への県民の理解を深め、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会(以下「共生社会」という。)の実現に寄与することを目的とする。

(施行期日)

1この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

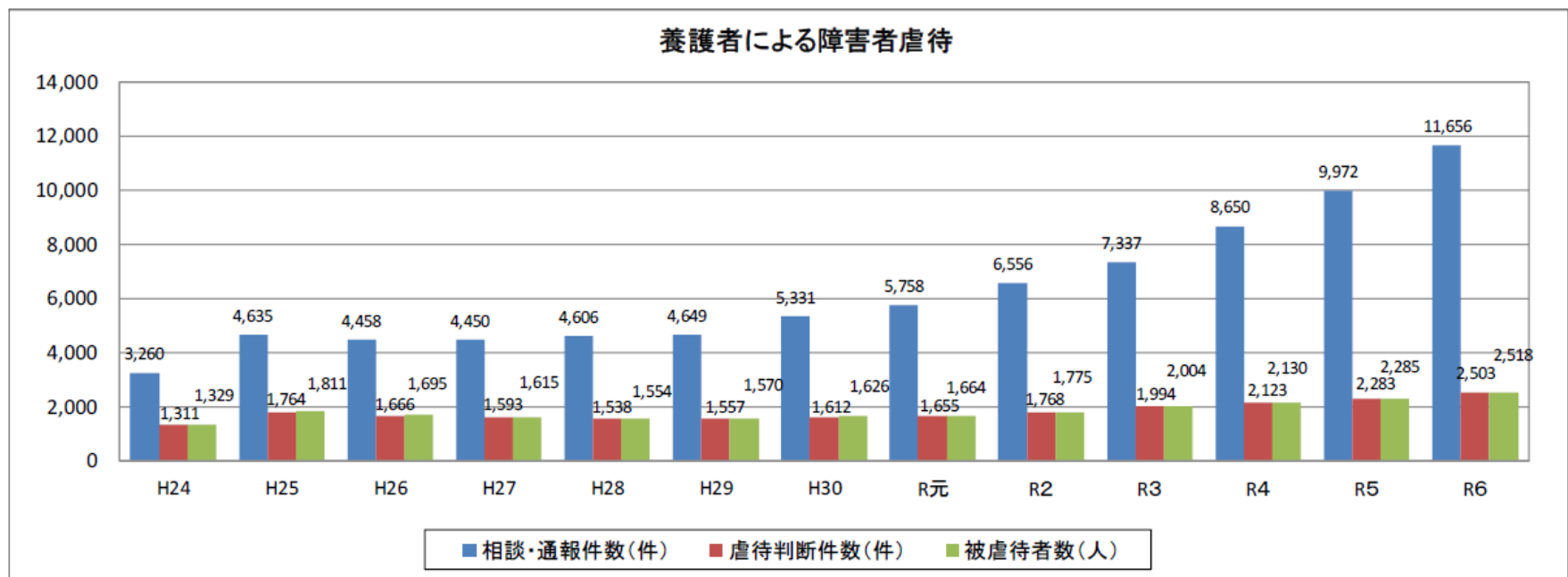
4 障害者支援における権利擁護と虐待防止

(2) 虐待防止について

1. 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待> 経年グラフ

- ・令和6年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は11,656件であり、令和5年度から1,684件(16.9%)増加。
- ・令和6年度の虐待判断件数は2,503件であり、令和5年度から220件(9.6%)増加。
- ・令和6年度の被虐待者数は2,518人であり、令和5年度から233人(10.2%)増加。

| 養護者 | 平成(年度) | | | | | | | 令和(年度) | | | | | |
|------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 相談・通報件数(件) | 3,260 | 4,635 | 4,458 | 4,450 | 4,606 | 4,649 | 5,331 | 5,758 | 6,556 | 7,337 | 8,650 | 9,972 | 11,656 |
| 虐待判断件数(件) | 1,311 | 1,764 | 1,666 | 1,593 | 1,538 | 1,557 | 1,612 | 1,655 | 1,768 | 1,994 | 2,123 | 2,283 | 2,503 |
| 被虐待者数(人) | 1,329 | 1,811 | 1,695 | 1,615 | 1,554 | 1,570 | 1,626 | 1,664 | 1,775 | 2,004 | 2,130 | 2,285 | 2,518 |



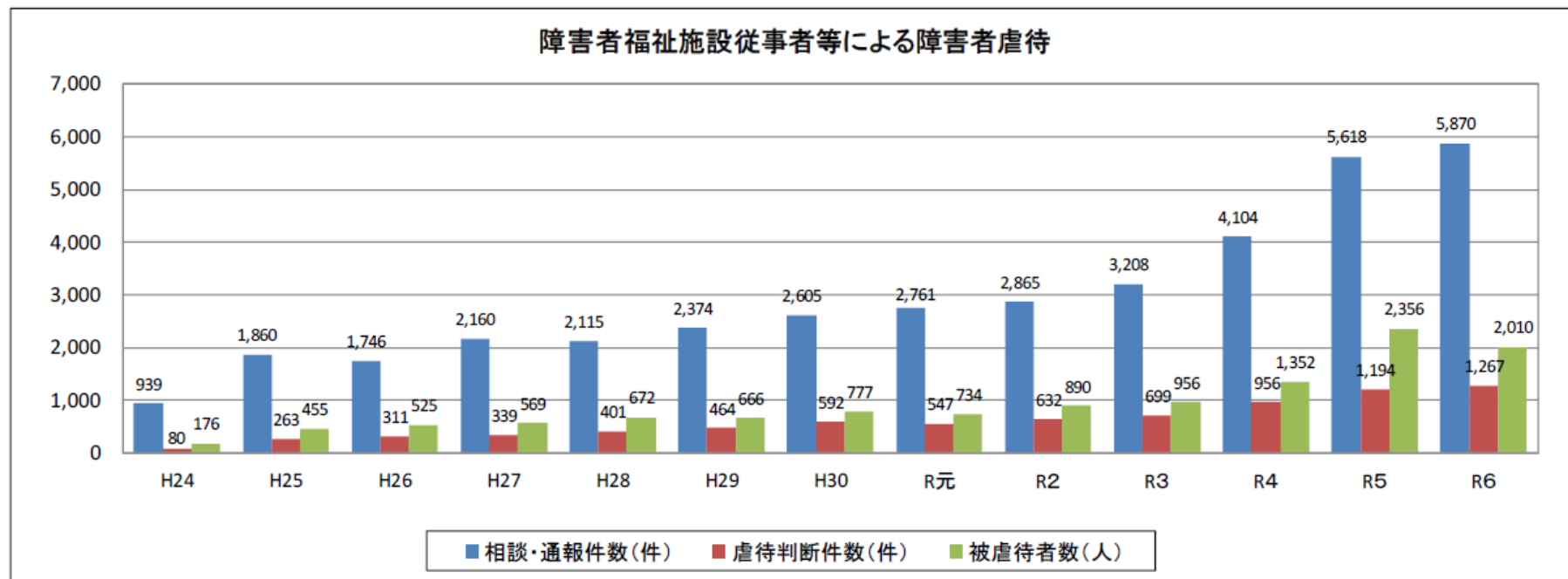
* 平成24年度は下半期のみのデータ

2. 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> 経年グラフ

- ・令和6年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は5,870件であり、令和5年度から252件(4.5%)増加。
- ・令和6年度の虐待判断件数は1,267件であり、令和5年度から73件(6.1%)増加。
- ・令和6年度の被虐待者数は2,010人であり、令和5年度から346人(14.7%)減少。

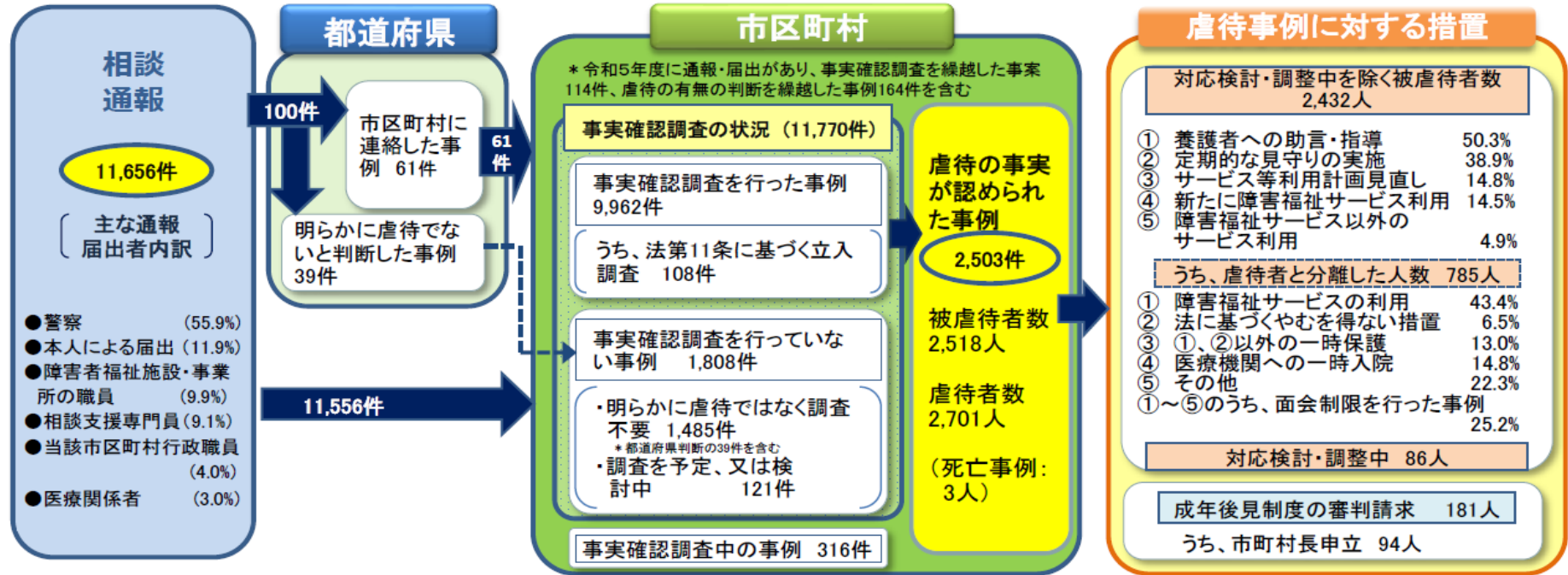
| 障害者福祉施設従事者等 | 平成(年度) | | | | | | | 令和(年度) | | | | | |
|-------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 相談・通報件数(件) | 939 | 1,860 | 1,746 | 2,160 | 2,115 | 2,374 | 2,605 | 2,761 | 2,865 | 3,208 | 4,104 | 5,618 | 5,870 |
| 虐待判断件数(件) | 80 | 263 | 311 | 339 | 401 | 464 | 592 | 547 | 632 | 699 | 956 | 1,194 | 1,267 |
| 被虐待者数*(人) | 176 | 455 | 525 | 569 | 672 | 666 | 777 | 734 | 890 | 956 | 1,352 | 2,356 | 2,010 |

*被虐待者が特定できなかった事例を除く



* 平成24年度は下半期のみデータ

令和6年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>



虐待者(2,701人)

- 性別
男性(63.3%)、女性(36.7%)
- 年齢
60歳以上(38.5%)、50～59歳(26.7%)
40～49歳(16.3%)
- 続柄
母(24.1%)、父(22.8%)、夫(16.7%)
兄弟(11.3%)、その他(10.6%)

虐待行為の類型(複数回答)

| 身体的虐待 | 性的虐待 | 心理的虐待 | 放棄、放置 | 経済的虐待 |
|-------|------|-------|-------|-------|
| 66.1% | 2.3% | 31.9% | 11.5% | 16.5% |

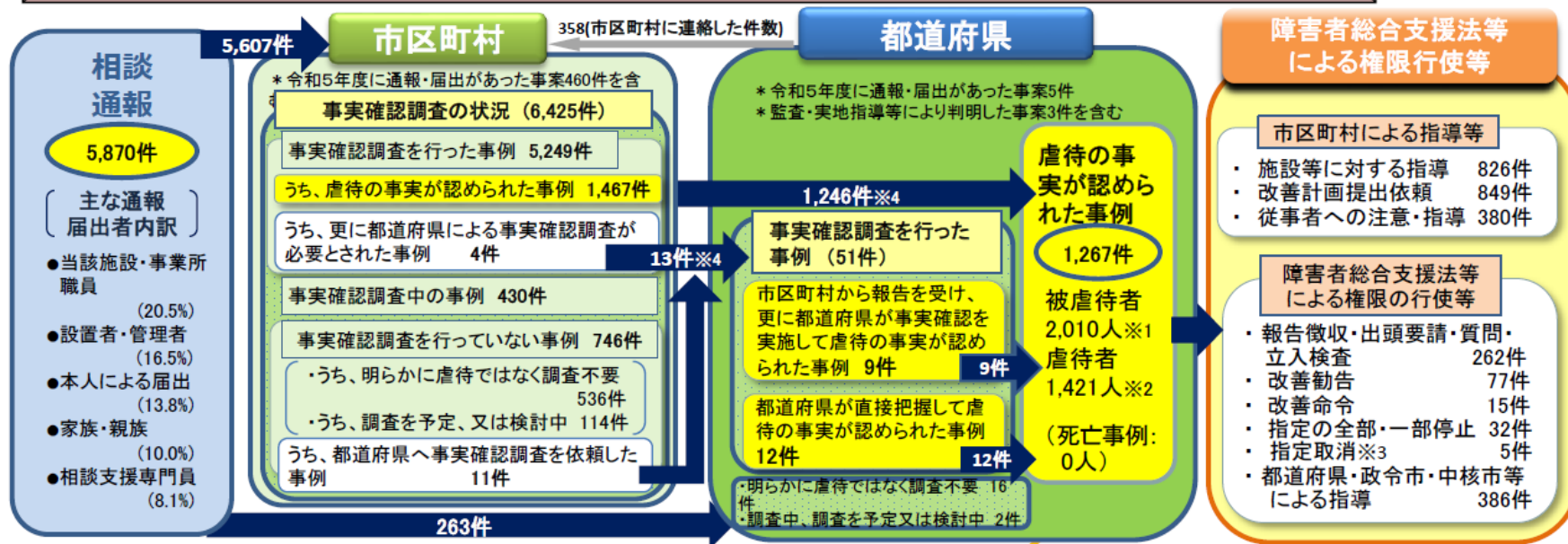
市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

| | |
|---------------------------|-------|
| 家庭における被虐待者と虐待者の人間関係 | 45.0% |
| 虐待者が虐待と認識していない | 40.1% |
| 虐待者の知識や情報の不足 | 23.9% |
| 被虐待者の介護度や支援度の高さ | 23.5% |
| 虐待者の介護疲れ | 20.9% |
| 虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス | 18.6% |
| 家庭における経済的困窮(経済的問題) | 17.0% |

被虐待者(2,518人)

- 性別 男性(35.5%)、女性(64.5%) ※性別不明:1名
 - 年齢
50～59歳(22.8%)、20～29歳(22.3%)
40～49歳(18.3%)、30～39歳(17.9%)
 - 障害種別(重複障害あり)
- | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 発達障害 | 難病等 |
|-------|-------|-------|------|------|
| 15.9% | 43.0% | 47.6% | 4.3% | 2.9% |
- 障害支援区分のある者 (47.4%)
 - 行動障害がある者 (23.4%)
 - 虐待者と同居 (84.2%)
 - 世帯構成
両親(14.0%)、その他(13.9%)、配偶者(12.5%)、
両親・兄弟姉妹(11.4%)、単身(9.7%)、母(9.4%)

令和6年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>



虐待者 (1,421人) ※2

- 性別
男性 (66.3%)、女性 (33.7%)
- 年齢
60歳以上 (21.5%)、50～59歳 (16.8%)、40～49歳 (14.9%)
- 職種
生活支援員 (43.4%)、管理者 (10.1%)、世話人 (9.9%)、その他従事者 (7.1%)、サービス管理責任者 (6.3%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因 (複数回答)

| | |
|------------------------|-------|
| 教育・知識・介護技術等に関する問題 | 67.5% |
| 職員のストレスや感情コントロールの問題 | 58.7% |
| 倫理観や理念の欠如 | 60.2% |
| 虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ | 24.6% |
| 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ | 29.8% |

虐待行為の類型 (複数回答)

| 身体的虐待 | 性的虐待 | 心理的虐待 | 放棄、放置 | 経済的虐待 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 51.6% | 11.1% | 47.3% | 8.5% | 7.2% |

障害者虐待の事実が認められた事業所種別

| 事業所種別 | 件数 | 構成割合 |
|------------------|-------|--------|
| 障害者支援施設 | 243 | 19.2% |
| 居宅介護 | 27 | 2.1% |
| 重度訪問介護 | 10 | 0.8% |
| 行動援護 | 5 | 0.4% |
| 療養介護 | 44 | 3.5% |
| 生活介護 | 143 | 11.3% |
| 短期入所 | 33 | 2.6% |
| 重度障害者等包括支援 | 1 | 0.1% |
| 自立訓練 | 7 | 0.6% |
| 就労移行支援 | 8 | 0.6% |
| 就労継続支援A型 | 40 | 3.2% |
| 就労継続支援B型 | 99 | 7.8% |
| 共同生活援助 | 401 | 31.6% |
| 一般相談支援事業及び特定相談支援 | 4 | 0.3% |
| 移動支援 | 12 | 0.9% |
| 地域活動支援センター | 8 | 0.6% |
| 福祉ホーム | 1 | 0.1% |
| 児童発達支援 | 24 | 1.9% |
| 放課後等デイサービス | 157 | 12.4% |
| 合計 | 1,267 | 100.0% |

被虐待者 (2,010人) ※1

- 性別
男性 (65.6%)、女性 (34.4%)
- 年齢
20～29歳 (18.2%)、50～59歳 (17.6%)、40～49歳 (16.1%)、～19歳 (15.5%)
- 障害種別 (重複障害あり)

| 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 発達障害 | 難病等 |
|-------|-------|-------|------|------|
| 21.3% | 67.9% | 17.2% | 4.4% | 1.6% |

- 障害支援区分のある者 (73.7%)
- 行動障害がある者 (38.2%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の29件を除く1,238件が対象。
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった92件を除く1,175件が対象。
 ※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
 ※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

4 障害者支援における権利擁護と虐待防止

(3) 日常生活自立支援事業と 成年後見制度について

日常生活自立支援事業

<目的>

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する。

<実施主体>

都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会。ただし、事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等(基幹的社協等)に委託できる。

(補助率) 1/2

<事業の対象者>

判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有している
と認められる者。

<援助内容>

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 苦情解決制度の利用援助
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、
日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
- ④ ①～③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)」「定期的な訪問による生活変化の察知」

具体的には、利用者との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的な金銭管理等を実施。

(1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円)

法定後見制度の見直しの概要

令和8年1月
法務省民事局

| | | | | | | |
|----------------|---|----------------------|------------------------------------|--------------------------|------|------------------|
| 法定後見制度 | 本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所によって選任された者が本人を支援する制度 | | | | | |
| 現行の制度 | 事理弁識能力の程度によって、利用できる制度が画一的に法定されている | | | | | |
| 対象者の能力 | 不十分 | | 著しく不十分 | | 欠く常況 | |
| 制度 | 補助 | | 保佐 | | 後見 | |
| 支援を行う者 | 補助人 | | 保佐人 | | 後見人 | |
| 支援の内容 | 特定の行為の代理 | 重要な財産上の行為の一部の取消し | 特定の行為の代理 | 重要な財産上の行為の全部+それ以外の行為の取消し | 包括代理 | 日常行為以外の行為の全部の取消し |
| | 必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択 | | | | | |
| 見直し後の制度 | 適用範囲の拡大 | | | | 廃止 | |
| 対象者の能力 | 不十分 | | | 欠く常況 | | |
| 制度 | 補助 | | | 選択可 | | |
| 必要とする支援の内容 | 代理 | 取消し | 取消しの特則 | | | |
| | 特定の行為の代理 | 重要な財産上の行為の全部又は一部の取消し | 重要な財産上の行為の全部の取消し+それ以外の行為の取消し | | | |
| | 必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択 | | | | | |
| 制度 | 代理権付与の審判 | 要同意事項の審判 | 特定補助人を付する処分の審判 | | | |
| 支援を行う者 | 補助人 | 補助人 | 特定補助人 | | | |
| 支援を行う者の権限 | 特定の行為の代理権 | 特定の重要な財産上の行為の同意権・取消権 | 特定の重要な財産上の行為の取消権 + 意思表示の受領・保存行為 | | | |

4 障害者支援における権利擁護と虐待防止

(4) 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」について

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
 - 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
 - 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。
- ※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

趣旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

意思決定支援の定義 / 意思決定を構成する要素

《意思決定支援の定義》

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

《意思決定を構成する要素》

(1) 本人の判断能力

障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。

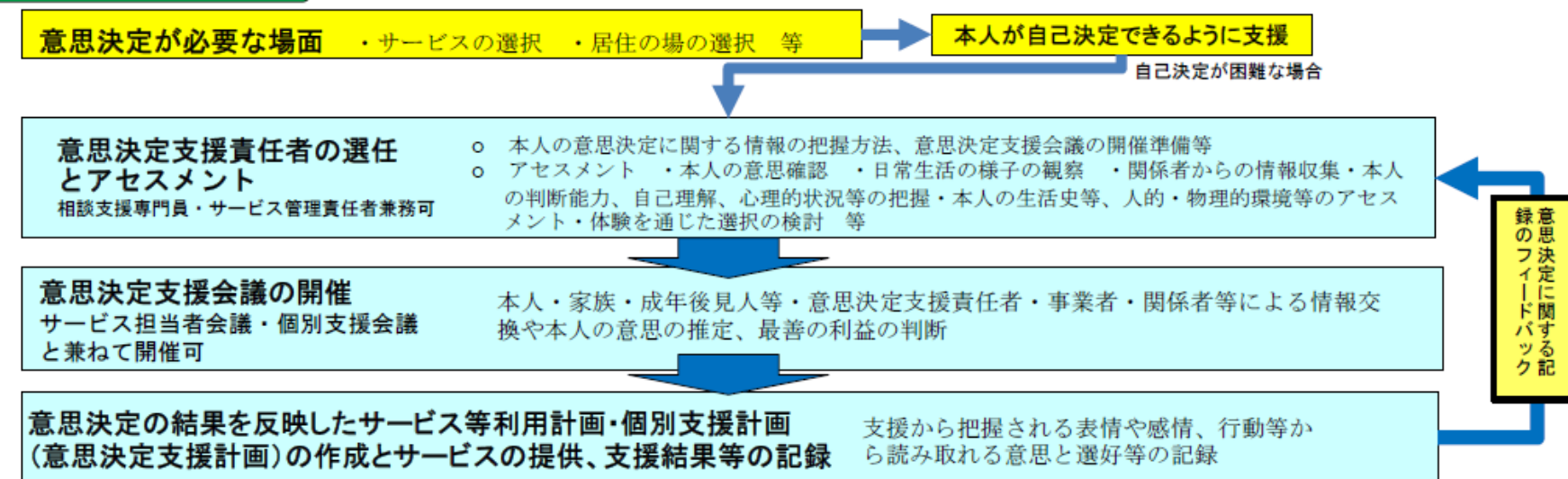
(2) 意思決定支援が必要な場面

- ① 日常生活における場面(食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的な生活習慣に関する場面)
- ② 社会生活における場面(自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面)

(3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

意思決定支援の流れ



「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の趣旨

- ・障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- ・意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

意思決定支援の基本原則

- ① 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うこと。
- ② 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。
- ③ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。

これまでの取組

| | |
|-------------------|---|
| 平成28年度 | (29年3月)「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」策定 |
| 平成29年度 ～平成30年度 | 厚生労働科学研究において「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の理解、活用に関する研修カリキュラムを開発 |
| 令和2年度～ | <ul style="list-style-type: none"> ・上記カリキュラムを踏まえた研修を都道府県等が実施する相談支援従事者及びサービス管理責任者等を対象とした専門コース別研修のメニューとして追加 ・令和2年度障害者総合福祉推進事業において「障害者支援施設における地域移行の実態調査及び意志決定支援の取り組みのための調査研究」を実施 |

長時間の視聴お疲れ様でした。

事前課題は忘れずに提出してください。